

第六十八回国会 参議院大蔵委員会會議録第二十二号

(二二四)

昭和四十七年五月九日(火曜日)
午前十時三十二分開会

委員の異動

四月二十六日

辞任

河口 陽一君

初村 瀧一郎君

補欠選任

青木 一男君

棚田 四郎君

五月八日

辞任

野末 和彦君

補欠選任

喜屋武眞榮君

五月九日

辞任

鈴木 一弘君

補欠選任

中尾 辰義君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

委員

前田佳都男君

柴田 栄君

嶋崎 均君

戸田 菊雄君

大竹平八郎君

河本嘉久蔵君

栗原 祐幸君

棚田 四郎君

津島 文治君

西田 信一君

藤田 正明君

竹田 四郎君

成瀬 幡治君

横川 正市君

中尾 辰義君

渡辺 武君

国務大臣

大蔵 大臣

喜屋武眞榮君

政府委員

総理府総務副長

砂田 重民君

防衛施設庁総務

銅崎 富司君

沖繩・北方対策

岡田 純夫君

庁総務部長

田辺 博通君

沖繩・北方対策

船田 謙君

庁調整部長

前田多良夫君

大蔵政務次官

中橋敬次郎君

大蔵大臣官房審

吉瀬 維哉君

議官

長岡 實君

大蔵大臣官房審

杉本 金馬君

議官

小原 聰君

大蔵省主計局次

橋 正忠君

長

松川 道哉君

大蔵省主計局次

守屋九二夫君

長

西田 彰君

大蔵省主計局次

村山 進君

長

大蔵省国際金融

局外資課長

大蔵省国際金融

局外資課長

国税庁間税部長

中小企業庁計画

部長

部長

本日の會議に付した案件

○沖繩振興開発金融公庫法案第六十七回国会内

閣提出、第六十八回国会衆議院送付)

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員

会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。

四月二十六日、河口陽一君及び初村瀧一郎君が

委員を辞任され、その補欠として青木一男君及び

棚田四郎君が選任されました。

次いで、昨日、野末和彦君が委員を辞任さ

れ、その補欠として喜屋武眞榮君が選任されまし

た。

また、本日、鈴木一弘君が委員を辞任され、そ

の補欠として中尾辰義君が選任されました。

○委員長(前田佳都男君) 次に、沖繩振興開発金

融公庫法案を議題といたします。

前回に引き続き質疑を行ないます。質疑のある方は順次御発言を願います。

○成瀬幡治君 これは、大蔵大臣になりますか、主管がどうかという、いろいろと御議論もあるようでございますが、農林漁業金融公庫でお金を貸されるわけですが、御案内のとおり、内地と申しますか、本土関係は農地法というものがあつて、そして不在地主はなくなり、小作農民の土地という、そういうふうになつております。で、沖繩は農地法の適用を受けていないと思ひます。

(委員長退席、理事柴田栄君着席)

そうしますと、内地と申しますか、本土関係の農民というものと、沖繩の農民というものは、全く構造的に違つたところに位置しておると思ひます。それに対して、貸し出しをするんだということになると、いままでの内地並みと違ふところへ、同じような条件で貸すものなのか、農地法というものが適用されておらないところに貸すんですから、

いろいろと条件なり、目的なり、そういうようなものが違ふのかどうか、まずその辺からお答えを願ひたいと思ひます。

○説明員(松川道哉君) 御案内のとおり、本公庫は、本土におきまして農林漁業金融公庫が融資をいたしておりますものに対応いたしますものを、沖繩の地域において融資いたすこととしたしております。その間、たゞいま先生御指摘のように、種々の法制、または現実の農業のあり方等において違いがございますので、現実には農林資金として当公庫から貸し出しをいたします際には、できるだけ実情に即した形で融資をいたしたいと、そういう基本的な考えを持っております。したがって、たとえば融資の金利一つをとってみても、あるものは本土におきましますものと比較いたしますと、沖繩の場合が有利になる、これは手元にごさいます表で御説明いたしますと、造林事業であるとか、林道の事業であるとか、こういったものは、本土では六分五厘の金利をもつて融資いたしておりますが、沖繩の場合は五分である、そういったふうに、実情に即しまして若干の差は設けながら、農林漁業金融公庫が営んでおりますものと同種のものを沖繩において融資をいたすことといたしております。

○成瀬幡治君 そんなことを私は聞いてゐるわけじゃないんです。そんなことはすべて出てゐる、実情がどうか、実情に合うとか。農林漁業金融公庫でまだほかにも金利の安いものがあることはたくさん承知しております。そういうことを聞いておるのではないのです。農民の構造が全然沖繩と本土とは違ふということを言つてゐる。それに對して同じ本土並みの貸し付け条件でやりますというのでは、私は沖繩と本土では全く違つておると思うんですよ。そういうことおわかりじゃないですか。私は農林省じゃないからわからないとい

うのじや、農林漁業で八十億の貸し付け計画をもつて、本年度は大体三十二億貸そうとしておるわけだ。借りる人が違ふんですよ。大体内地は農地解放で不在地主はいなくなつた、小作農民が土地を持つておるわけなんです。向こうは小作の人がおるわけなんです。違ふんですよ。それに金利が違ふんだと。小作人が借りるわけじゃない、地主にしか貸さないんですよ。そういうところをどういふふうに、すべてが実情に合うようにするならばどうか、そういうことを聞きたいわけだ。だから、こういう計画が、三十二億貸し付けるのだ、八十億の計画ですというなら、どういふふうにこれを立案して積算したのか、その中身を聞かしてもらいたい。これは何も農林省の所管じゃないですよ、あなたのほうの所管ですよ。大蔵省が貸そうとしておるのですから。

なら、じゃどう違ふのか、どうやるのか、そこを説明してください。実情に即して言つて、そしてこれから研究しますとおっしゃるなら、少なくとも三十二億貸しますよ、八十億の計画です、こういうなら、一体それじゃ小作農民も借りることはできるのかできないのか。本土並みじゃ借りられないですよ。本土並みだとおっしゃるなら借りられないのです。違ふのです。ですから、沖繩の実情に合ったようにならうに貸し付け条件というのは違つてこなければならぬ。そこを私はお尋ねしたいのです。

ね。ばくの言つたのは、三行の合計です。主要三行ということになれば、琉球銀行と、沖繩銀行と中央銀行と、三行の分です。ばくの言つておるのは、いまの答弁じゃ実績としては全然問題になつていない。それはまああつてもいいのですから……

出し条件というものはそうじゃないのです。その認識はどうなんですか。

【速記中止】

○理事(柴田栄君) ちょっと速記をとめてください。

○政府委員(岡田純夫君) 農林漁業金融公庫の貸し方、それに準じて当然沖繩振興開発金融公庫も貸すことになります。ただ、現在、御指摘のように、農地法ができていないとか、そういうふうな実情で、したがって、不在地主等と相当大規模の者がおるとか、そういうようなこともございいます。で、そういうようなことにつきましては、沖繩県あるいは市町村の意見等も聞きながら、融資の決定の場合には、さらにこまかに準則等も定めてやってまいらうということでございます。

○政府委員(砂田重民君) ただいま農林漁業金融公庫の關係の、沖繩開発金融公庫における融資の担保の問題とかからめて、沖繩の農業事情というものが、本土とは全く様子が違ふから、本土並みの融資の方法では、小作人等が担保提供ができないのではないか、そういうことを緩和をしていくかという御質問であらうかと思ひます。法律の中にはございませぬけれども、業務方法書——これも法律が成立をしなければ決定をできるものではありませぬけれども、御承知のように、時期も切迫をいたしておりますので、私どものほうで、業務方法書の中身の準備はいたしております。ただいま農林省が間もなく参りまして、的確な御説明をしたいと思いますけれども、私どもが準備をいたしておりますことの中には、農業資金につきましては、担保を徴求することが著しく困難または不適当であると認めるときは、担保を要求しない、そういうことができる道を講じてございまして、ただその場合でも、保証人は原則としてどなたか立てていただく。本土の農業と全く様子が違ひます沖繩におきましては、土地を担保にできない、そう

○政府委員(岡田純夫君) 各金融機関別のものはしばらく資料のほうをあたりましてお答えさせていただきます。

○政府委員(岡田純夫君) 各金融機関別のものはしばらく資料のほうをあたりましてお答えさせていただきます。

○政府委員(岡田純夫君) 異質と申しますか、農地法が施行されていなかったというところに基づく自作、小作のあり方、ことに糖業、砂糖にたよつておるといふようなことから、一般的に申しますと、大きな糖業者が相当な土地を持つておるとかというふうな、本土とは相当に違つた実情にあるというふうには考へております。

○政府委員(岡田純夫君) 異質と申しますか、農地法が施行されていなかったというところに基づく自作、小作のあり方、ことに糖業、砂糖にたよつておるといふようなことから、一般的に申しますと、大きな糖業者が相当な土地を持つておるとかというふうな、本土とは相当に違つた実情にあるというふうには考へております。

○成瀬幡治君 実情に即してやるということは、私もよくわかります。それで実情に即するならば、大体土地を担保にしなければ借りられないわけですね、それが小作の人は、自分の土地がないわけですね。本土にはそういう人はいないわけですね、耕作農民ですから。農地法があつて不在地主はいないわけですね。だからそこを、実情に即すという

○成瀬幡治君 実情に即してやるということは、私もよくわかります。それで実情に即するならば、大体土地を担保にしなければ借りられないわけですね、それが小作の人は、自分の土地がないわけですね。本土にはそういう人はいないわけですね、耕作農民ですから。農地法があつて不在地主はいないわけですね。だからそこを、実情に即すという

○成瀬幡治君 米をつくるとか、サトウキビをつくるとか、そういうことが違ふというふうなことはあたりまえの話ですよ、気候、風土ですから。四国と北海道では違ふ、そんなことは承知しておりますよ。そんなことを言つたのじゃないのですよ。土地所有の構造が違つておるといふことで、この認識がないと、砂糖と米と違つていふというふうな認識じゃどうにもならぬですよ。貸し

○成瀬幡治君 米をつくるとか、サトウキビをつくるとか、そういうことが違ふというふうなことはあたりまえの話ですよ、気候、風土ですから。四国と北海道では違ふ、そんなことは承知しておりますよ。そんなことを言つたのじゃないのですよ。土地所有の構造が違つておるといふことで、この認識がないと、砂糖と米と違つていふというふうな認識じゃどうにもならぬですよ。貸し

○戸田菊雄君 ちよつと資料になつておらないです

○戸田菊雄君 ちよつと資料になつておらないです

○戸田菊雄君 ちよつと資料になつておらないです

○戸田菊雄君 ちよつと資料になつておらないです

いう農民が多数あることを承知をいたしておき
ますので、そういう道を今回の公庫では開いてお
りますことだけをとりあえずお答えをいたしまして
間もなく農林省が参ると思ひますので、農林省の
ほうからお答えを申し上げたいと思ひます。

○成瀬權治君 大体農林漁業資金を貸し付ける場
合の原則ですね、原則は内地並みで原則なんです。
それで内地はほとんど小作の人がいなくなつてし
まつた。だから、自分がやろうとすればできるわ
けです、土地を担保にすれば。ところが片方は、
不在地主がおつておしはいやだ、そんなことは。

だから、それで事はどうにもならなくなつておる
のです、全然違ひの事です。だから、いまそういう
ことは十分御認識の上なんだから、だから、実情
に即した貸し方をするとおしやるならば、そこ
からこういうふうにいたしますよというものがも
う出てこなければいけません。一番初めに、何もそ
うむずかしい話じゃなくて、実態に即していくなら、
そのとおりものが出てこなければならぬ。それ
では、その次には地主はどうするのか、じゃ小作
にはどういうふうにして金を貸していくかという
ことは、単なる業務方法書だけではなくて、そん
なことじゃないんです、もつと原則として沖繩
と本土は違ひの点という認識が私にはなければなら
ぬと思ふ。その認識の違ひがたいへんなことにな
りはないか、ずつと末端までいってしまつと。
だから、その辺のことをお尋ねをいつていませう。
私は技術的なことを聞かずに、もつと政治的
に、どれだけ実態に即したことが配慮されてい
るかどうか、そこをお尋ねしておるわけです。そこ
はどうなんですか。

○政府委員(砂田重民君) 地主と小作人の間の問
題につきましても、まことに恐縮でございます。す
れども、農林省が間もなく参ると思ひますので、
ちよつと時間をいただきたいと思ひます。ただ公
庫といたしましては、公庫のとりまです配慮とい
しましては、土地を持たない、担保物件を持たな
い小作人の人への融資の道を、担保を取らないで
融資ができるような配慮を、公庫としてはとつて

おりますことだけをお答え申し上げておきたいと
思ひます。

○成瀬權治君 まあ配慮されると言うなら、それ
以上私のほうでどうこういふことは言ひません、
実態が違ひから。実際問題として、金を貸すには
保証人で貸すのでなく、もう担保の問題が出てま
います。保証、保証と言ひますけれども、小作
人の保証というのはなかなか容易ではないわけ
です。だから、道は開けておるけれども、実際の
には流れない。しかし、その人たちにやらなければ
今後沖繩県民はどうなつていくか。あるいはあま
り大くない、本土の中流並みに仕上げようとし
れば、私は大きな産業構造の計画、青写真とい
うものがあつたと思ふのです。ですから、そのとき
には農民人口というものをどれくらいに押えてい
くか、それは何なの、それは砂糖だということ
になるというふうな私は青写真というものがあつ
てしかるべきだと、こういうふうなことは沖繩の
返還のいろいろ問題で議論され尽くしたと、こ
の前のときにやられたのだと思つておつたの
です。だから、当然お答えはするすつと出てくる
と思つておつたのです。だけれども、業務方法書
でおやりになるというなら、あとでけつこうです
から、またこの問題に關連して農林省が来てから
やりたいと思ひますから、あるいはきょう出ない
かもしれませぬけれども、資料をお出し願ひたい
と思ひます。

それから、農地の問題はさうくらくらくにして、次
に基本的な問題でお尋ねしておきたい点は、先ほ
どもちよつと触れましたけれども、やはり沖繩は
基地経済だと思ふのです。いろいろなことを言
うけれども基地経済、第三次産業というものがあ
ると思ふのです。そしてともとも地下資源あるい
は水なり電気、そういうものが非常にたいへんな
ところだと思ひます。そこで、そういう中で、今
後の産業のあり方ですね、地場産業をどう育てな
がら、しかもその地場産業の何を育てながら、ど
うやっていこうかというふうな青写真は私はなけ
ればならぬと思ふ。またそのことを沖繩の人たち

はこいねがつておるわけです。そうでなければ、
金は貸しますよ、四百九十億、四百五十億です
か、四百九十億は貸ししょう。ことは二百九
十五億なら二百九十五億貸すんだというふうな、
この初めの私は金の貸し出しのすべりが、将来の
方向を決定していくと思ふのです。ですから、
公害のないようなそういうことをするのかわつた
ということについての、私は青写真みたいなものは
どんなふうにお考えになつておるのか、非常に抽
象的な話でけつこうでございますから、お聞かせ
を願ひたいと思ひます。

○政府委員(砂田重民君) 先生のおこたを拝借
するようでありませぬけれども、沖繩振興開発計画
そのものが、まだ煮詰まつておるわけでありませ
ぬので、抽象的なお答えしかできませんけれども、
御承知のように、沖繩県知事が原案提出権を
持つております。振興開発計画の中でだんだん煮
詰まつてくるものでございませぬ。ただ私も考え
ますに、また琉球政府との間でいろいろ相談
をいたしてまいりまして、琉球政府が前に決定
をいたしました長期計画がございませぬ。これがや
はり骨子になつてくるであらうことだけは間違ひ
ございませぬ。沖繩についての新全総の改定も、
またこれが骨子になつてくるであらうと思ひませ
ぬ。ただいま公庫のすべり出しのことにからめて
のお話でございませぬが、やはり現在沖繩にある
地場産業、現在ある地場産業というものの自体が、
一つは本土に同種の企業があつて、そういう企業
が進出して、近代化されていらない、合理化され
ていない沖繩の現在の地場産業が圧倒されていく
ということはまず防がなければならぬことだと思
ひます。そういうことで、沖繩に本土から進出
いたします企業について、沖繩の地場産業との関
連というものを十分考慮いたしまして、まあ率直
に申しまして、齒に衣を着せず率直に申します
ならば、沖繩の地場産業を滅ぼすおそれのあるよ
うな本土企業の沖繩への進出はお断わりをした
い。税制上でも、あるいは金融上でもいろいろな特
典については、これは受けていただかないとい

う、基本的な私どもはそういう方針を持つてい
るわけです。ただ、沖繩の経済全体を高めるために
役立つ本土の企業あるいは沖繩の労働事情をよく
していくような性格の企業、そしてまた振興開
発法の中に同時に定められておりますところの公
害等を防除するための、いろいろな計画を持った
そういう企業の進出につきましても、資料として
配付をいたしましたこの公庫の特段の金利等の対
象にいたしておるわけでございます。先ほど申し
上げましたけれども、沖繩の地場産業を育て
る。これ自体、率直に申し上げて、決して力の強
い大きな企業ではございませぬ。中小企業なり
に、必ずしも力の強いものとは申せない面がござ
いますので、こういう近代化を進めていきたい。
さらにドルに対する円価値というものの変更がご
ざいました。これが沖繩のいろいろな経済、企業に
与える影響が甚大でございませぬので、給料の支払
い等を含めた特段の金利、非常に長期間の運転資
金、本土になつていない新しい制度も、今回の公庫
では金融をしていこう、それも五月十五日からも
う始めていきたい、こういうふうなことを考えて
いるわけでありませぬ。

○成瀬權治君 私もそういう基本方針で、まずプ
リンシプルを立てていらないと、たいへんなこと
になると思ふのです。あなたが、内地の強力なも
のが行つて地場産業を倒すと、食い荒らすとい
うようなものは一切認めませんよというぐらゐの強
い姿勢がないと、ほんとうに強い姿勢がないと、
これはたいへんなことになつてしまふ。私はそ
ういうチェックをだれがどこで今後やっていくの
か。それはこの答弁はこれでいいわけです。こ
れで終わりますけれども、実態をそれじやどこで
だれがそういうことをやるかといふと、なかなか
ことばではあつても、実態はやつていけないと思
ふのです。で、そういう場合に、それならば本土
のほうの行政指導も、企業に対して、あるいは銀
行を通して企業に対する行政指導というものが、
たとえば通産省と話し合つておつて行なえるとい
うようなことになつておりますかどうかという

ことです。あるいはここで審議会が持たれることになっていきますね、開発審議会等が持たれる。そこで、いや、今度は本土のたいへんなのが来ちゃったというように、議題になり、そうしてそれが今度は本土のほうへチェックされる。本省のほうへそれがチェックされるようなふうにあがってくるかもしれない。そのときに、通産省としては、そういうものに対してチェックするんだという、そういうことが約束できますかね。

○政府委員(砂田重民君) 先生も御承知のように、ただいま参議院の内閣委員会で御審議をいただいております沖繩開発庁設置法、これに基づいて設立されます沖繩開発庁というものは、御承知のように、現地に総合事務局を持つという企画を持っております。ここには地方農政局、それから本土にあります通商産業局等も全部実は網羅をいたしております。こういうところが現地の実情を刻々把握をいたしますし、これが当然沖繩開発庁自体にも直ちにはね返ってくるわけでございますから、ここで、ただいま先生おっしゃいましたような、通産省とも直ちに連絡がとれる、あるいは大蔵省と直ちに連絡がとれる、大蔵省の銀行行政あるいは通産省の企業に対する行政等、間違いない、こういうふうなことはひとつ処置をしていきたい、こういうふうに考えております。

なお、この公庫に運営協議会を持つことにいたしております。運営協議会のメンバーは、沖繩の方がおそらく過半数を占める審議会と同じような構成になってまいりますので、この公庫自体としても、そういう点から、現地の実情というものをもう直ちに把握ができるような、そういう措置をとっていきたいと考えております。

○成瀬権治君 次に、今度もうちよつと具体的に聞きたいのですが、開銀が融資することになります。そうすると、開銀は大体その沖繩の地場産業へ貸し付けようとしている、これは予算を見ますと、百十億の大体計画のようです。それで今年度は七十二億貸し付けようとしておる。どんな大体産業というのですか、業態に、業種に貸そうとし

ておみえになっておるのか、ちよつとその七十二億の大づかみな内訳をお聞かせ願えますか。

○政府委員(岡田純夫君) 貸し付け規模は、いまおっしゃいましたように、産業開発資金百十億円でございまして、その中で大口のものを申し上げますと、電力関係が、沖繩電力株式会社設立等の大きなものがございまして、約四十九億の貸し付けをいたしたいというふうに予定いたしております。それから海運関係、まあこれは大型、中型いろいろございまして、全部まとめまして二十一億ばかり予定しております。それから観光の開発で十億といったようなおもとところでございまして、その他倉庫でありますとか、バスでありますとか、あるいは航空運送ともからめまして、沖繩の離島開発その他に重点を置いたものをまとめまして百十億の貸し付け計画というところになっております。おもな点だけ申し上げました。

○成瀬権治君 ちよつと二十一億の内訳、もうちよつと話してください。

○政府委員(岡田純夫君) これはまだそれぞれ通産省その他と詰めませんと、また地元の計画そのものが具体的に上がってまいりませんと、的確なことを申し上げられないのでございまして、的確なことを申し上げられないのでございまして、三百トン未満というところでございまして、これが二億五千万ぐらい、二十一億六千万の中に二億五千万一応見込んでおりますが、もうちよつと詰めませんと何とも申せません。それから中型で、三百トン以上のもので三億一千二百万円、あと継続等も含めまして大型のものになるということでござい

ます。

○成瀬権治君 電力関係で約四十九億、船舶関係でまあ二十一億、それから観光関係で大づかみ十五億、まあその他。

○政府委員(岡田純夫君) 十億でござい

ます。

○成瀬権治君 十億ですか。

これは、その電力は、沖繩電力株式会社というものを設置しますね。そうすると、本土との関係で申しますと、九州電力との関係はどういうこと

になりますか。有無相通するということはありませんか。沖繩だけで電力をやって、そうして十分だという、そういう計画なんですか。

○政府委員(岡田純夫君) まさに沖繩地域のための総合的な電力株式会社ということ、その地域に着目した電力株式会社でござい

ます。

○成瀬権治君 いわゆる九分割になっておりますね、いま電力は、そういうものとは全然無関係で、沖繩電力株式会社というものが設置されて、それから、そういうもののなか、そうじゃなくて、私は、一県だけで小さな電力会社をつくられる、それもいいですが、しかし、いろいろと電力事情というものが、これは火力だとかいうこと、いろいろなことがありますが、水力だとかいうこと、いへんなことがありませんか。これはためておくわけにいきませんから、故障があったり。

そこで、電力は九州電力の管轄内に入る沖繩電力株式会社なのか、全然別個なものなのか、そこはどうなりますか、電力行政で。

○政府委員(岡田純夫君) いま申し上げましたように、ほかの九電力とは無関係でござい

ます。

で、ただ、それにいたしまして、出資は別として、なかの九電力とは無関係でござい

ます。

○成瀬権治君 そうすると、電源開発との関係はどうなりますか。

○政府委員(岡田純夫君) これは、別途福地ダムでございまして、あるいはその他北部三ダムについて全額国費でやります。

なお、電源開発の問題につきましては、本土の当時のものとは関係ござい

ます。

○成瀬権治君 そうすると、電源開発事業も沖繩で行なわれる、もう一つは、沖繩電力株式会社で発電のいろいろなこともやる、二本立てでいくのだと、こういうふうに理解していいですか。

○政府委員(砂田重民君) 沖繩の電力を確保いたします問題は、やはり沖繩のこれらの産業開発のために重大な問題でありますので、ただ、先生おっしゃいます本土の九電力と関係を持つて、先生おっしゃいます、沖繩県だけで一つの電力会社でございまして、沖繩県だけで一つの電力会社で何とかカバーしていきたい、また現地の御要望もそういう御要望でござい

ます。ただ、先生御心配になりますように、一つの県だけではたして電力会社というものが採算がとれるかどうかということも大事なことでござい

ますので、これから設立されます沖繩電力株式会社というものが、本土並みの料金で十分採算がとれるようにというて考えましたこともあわせて、福地ダムという多目的ダムをこれから開発を、いま民政府が工事をやっておりますのを、日本政府が引き継いでやるわけであり

ますけれども、こういう本土の電源開発株式会社会社に依存するのではなくて、電源開発、多目的ダムの建設を、全額国費でやることによりまして、沖繩電力株式会社のコスト高も防いでいこう、そういう企画、考えて、一つの県だけを対象にする電力株式会社でありますけれども、採算のとれるようなそういう会社につくっていく、したがって、ほとんど全額が国費をもつて株を持ちます、そういう沖繩電力株式会社でござい

ます。配当等も期待するわけではござい

ません。採算のとれる電力会社にしていく、そういうことに考えておるわけであり

ます。

○成瀬権治君 私も、熱エネルギーの問題で、今後の沖繩の運命を決定していく問題ですから、もう少しお尋ねしたいと思

多目的ダム福地ダムをつくるんだ、これは国費でおやりになる、そうして発電ができる、これはわかります。その発電関係は、沖縄電力株式会社と電力をやる、あるいは発電関係の施設なりつくって、ただで貸すことになるかどうかよくわかりませんが、とにかく国費でやりますよ、こういうことはわかった。そうすると、沖縄電力株式会社というものは民営だと思ふ。そうじゃなくて、資本金の半分ぐらいは国が持つということになりますか。

○政府委員(砂田重民君) 沖縄電力株式会社の株を持ちますのは、国が九九%、あとの1%を沖縄県が引き受けてくれることになるわけでありまして、やはりこれは特殊な株式会社でございます。沖縄の電力を確保するために、沖縄の電力料金というものを妥当な料金で、沖縄県民の皆さんが使えるように、そういうことから考えた一つの方式であります。

○成瀬藩治君 わかりました。国営だということですね。

そうすると、私は、これが青写真だといいますが、そう簡単にそれじゃどのくらいの規模のもので、どうだということはまだだと思ひますけれども、そういうふうにして、少なくとも安い電力が供給されるということは非常に大切なことだと思ひます。

それで、私非常に心配しておることは、港灣関係というものが、船は約二十一億ほどですね、港灣関係などに対する、何というんですか、港灣は国でやる、あるいは沖繩でいろいろやる。それに対する機軸なり、あるいは倉庫なり、そういうようなものに対してのいろいろなもの貸し付けというものは、当然この開発を通しておやりになるんだと思ふんですが、そういう倉庫関係なり、あるいは船に荷を積んだりおろしたりするような施設関係、荷役といったか、ああいうものはどのくらい予定していますか。先ほど二億とおっしゃったように記憶していますが……。

○政府委員(岡田純夫君) 港灣そのものにつきましては

しては、先生御承知のとおり、地方債であれいたします。いま御指摘の倉庫業中心のものにつきましては、三億八千万円一応予定いたしております。それからいま一つ港灣運送業につきましては、三億二千万円を予定いたしております。

○成瀬藩治君 これは開発ですか、中小企業のほうで出しますか。

○政府委員(岡田純夫君) 一応開銀系統の開発資金を予定いたしております。

○成瀬藩治君 私、まだ農林省お見えにならないようですから、あと農地に開連して食糧とか、そういうようなことについて、もう少し農業政策についてお尋ねしたいと思ひますけれども、お見えにならぬからちよつとこれやめて、大蔵大臣せっかくお見えですから、私、大蔵大臣にお尋ねしたいと思うんですが、これはちよつとことは関係なしで申しわけございませんが、お許し願ひたいと思ひます。

変額年金ですね、変額年金。いわゆる生命保険が、インフレというのですか、クリップ・インフレになつてずつといきますと、どうにもならぬです。変額年金をやたらどうだとか、あるいは変額年金をしたらどうだとかいうような問題が出て、そうして保険審議会にそれを検討してもらいたいというふうな動きがあり、もうすでに、いや、保険審議会に検討を依頼したというふうな話も聞いておりますが、これは私は、非常に、もしそういうことが行なわれるとするならば、これは他に影響する大きな問題ですから、どんなふうなものなのか、その辺のところをちよつとお聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(松川道哉君) ただいま変額保険並びに保険審議会での審議についての御質問でございますが、私もどなたもいたして、ある意味でインフレに強いと申しますか、物価の動きに対応いたしまして、保険者の方の満足の得られるような保険というものが、外国においては一部の国で現に行なわれておりますので、わが国におきましても、そういう種類の、新しい種類の保険、新種の保

険、というものがだんだん必要性が高まってきたておるのではないかと。そういう一般的な認識を持ちまして、保険審議会に対して、新しい種類の保険を開発することについてどういふうな評価を下したらいいか、そういう諮問をいたしております。変額保険は、その中の最も重要な項目の一つとして、現在審議が行なわれておる過程でございます。

○成瀬藩治君 そうすると、これは新種ですね、保険の新種の一環として検討されておるといふのと、それからもう一つは、若干、いろんなことを言うけれども、クリップ・インフレなんだと。終身保険はたいへんなんだと、四十年先だ、あるいは五十年先なんだと。そういうクリップ・インフレというものを非常にウエートを置いての考えなのか。どうも保険、このままでいくとインフレでみないやだ。短期の、五年ものくらいのものでなら掛けるけれども、二十年以上になつたらどうにもならぬということ、保険というものが非常に将来の展望が暗いというのと、たいへんな違いになつてくると思ふのですよ、出発点。そこで審議会に検討を依頼されたのは、大蔵省がしたのか、それとも保険関係の会社のほうから出てきた、期せず一致したのか。その辺のところは、どういふ背景があるのですか。

○説明員(松川道哉君) これはあくまでも新種の保険の一つでございます。たとえば先生御案内のように、現在の生命保険の制度でございます、配当金というのがございます。場合によつては、配当金はもらわなくてもいい。その分積みまして、万一の保険事故が起きましたときに、手取りのよいけいなほうがいい、こういう種類の保険もあるわけでございます。それから御案内のように、一部団体でやっておりますが、掛け捨ての保険、非常に期間を短くいたしまして、掛け捨てにしてしまふ、こういうのも新しい種類の保険でございます。そういうふうなもの、各種それぞれについて、どのような評価を下すかということ、諮問をいたしております、ただいま御質問のございま

した変額保険も、それも、あくまでもその一つでございます。

それからその審議をするに至つた出発は、保険会社なのか、それとも役所のほうからの諮問なのかと、こういう御質問でございますが、これは私も常々各国の制度も見、また、被保険者の要望というのにも耳にいたしておりますので、大蔵省のほうから保険審議会に対して新種の保険、新しい種類の保険についてどう思ふかという諮問をいたした次第でございます。

○成瀬藩治君 この運用で利潤が出てくる。だから、あなたがおっしゃる通りに、確かに配当金がありますよ、掛け金からそれを落とすとしていく。ですから、あるときになると、掛金は全くもうわずかなものになつてしまふ。その配当分だけを上のせしていくというのと非常に違つてくるのです。ぼくは、諸外国がやっておるといふおっしゃったが、諸外国もそういう上のせなんですか。

(理事柴田栄君退席、委員長着席)

○説明員(松川道哉君) ただいま御質疑の変額保険と、それからいまお話しをいたしました配当をしないので上のせしていくもの、これは二つの種類のものがございます。変額年金とか、変額保険とかいいますのは、その資産を、すべて、株式に運用することによりまして、インフレその他の事情がございましてときに手取りがふえるように、こういう運用を認めるといふ種類のものがございます。

○成瀬藩治君 私もそれで納得しますわ。だから、インフレになつてくるのだと、だから額面が、配当だけじゃないんですよ、もつと変わつてくるわけですよ、運用の利潤が。そうすると、やっぱり運用が、たとえば資金運用部で六分五厘じゃなくて、これが七分に回る、八分に回るといふなら、そちらのほうで変額していくわけですよ。額面で百万円といったら、百五十万円になるかもしれない、あるいは百三十万円になるかもしれない。それはそのときでいろいろなるかもしれない。もしこれをやれば、年金も私は当然そうなつてくると思ふん

です。厚生年金等も、あるいは共済年金のこと
を私は言っておるわけですが、ですから、
非常に他に、大きな影響になってくるし、これは
資金運用関係の資金の運用面にも重大な影響のあ
る問題ですから、単にこれは実は保険審議会だけ
の問題ではなくて、金融制度のあり方全体にもう
からんでくる大きな問題だと認識するわけです
から、ですから変額というものは、額面が変わる、
非常に大きな柱の問題です。保険の審議会に検討
を依頼されたということは、私は非常にいいこと
だと思えますけれども、だから、もうちょっと、
いま論議されておるいろんな点について、もう少し
何か、こんなようなこととか、それから諸外
国でやっておるところがあるとするなら、それは
それじゃどうやって、どんなふうになっているの
か、私は不勉強で知りませんが、ひとつ教えて
もらいたい。

○説明員(松川道哉君) 諸外国の実例につきまし
て、ただいまこまかい資料を手元に持ち合わせて
おりませんので、説明は省略させていただきます
が、この変額保険の制度は、アメリカで最近出
てきたものでございます。アメリカの場合と、日本
の場合とを比較いたしますと、日本の保険には――
若干ことばが適切でないかもしれませんが、貯蓄
的な要素、または養老的な要素がございます。同
じ生命保険といながら、死亡事故に対する備え
だけではない種類のものがござります。そういう
前提で、この年金ないし保険を考えますと、変額
の場合には、うまくいけば非常に額がふえてくる。
これは資産運用者の手腕によることとござります
ただ、何かござりますと、減額して――変額じゃ
なくて額が減ってしまう危険も入っておるわけ
でございます。したがって、この変額という制
度がいいのか、先ほどもちよっと触れました配当
をやめて、それを全部積み立てていくという制度
がいいのか、それともそのほかの制度がいいのか、
こういうオルタナティブな問題であるという認
識で、私どもは新種の保険の一つとしてこれを研
究してほしいということを諮問をいたしておる次

第でございます。ところが、片一方、年金のよう
なものになりますと、これは、みんながそれに
かかるものでございますから、そのときに、保険で
ござりますと、ここの保険がいい、あるいはこ
の種の保険がいいという選択ができますが、ある
種の年金ではそれが許されませんので、そこま
で幅広く広げていくということになれば、これはま
た別の問題として、保険審議会と異なった場で御
検討をいただかざるを得ないのではないかと、
私ただいまのところではそのように思っておりま
す。

○戸田菊雄君 ちよっと関連で。過日の労働保険
特別会計の審議のさなかに、失業保険や、あるい
は労災保険、こういった問題に対して、沖繩の加
入者に対して何か適切な方法がないのかどうか、
それから、円通貨の問題やいろんな問題が出てき
ますが、これは、資産や掛け金、それから交付金、
受給者に対するそういう各般の問題を、いろいろ
とこの前質問をしたのですけれども、その内容等
についても説明ができれば、さしあたって失業
なりあるいは労災保険等についても大蔵省の考え
をひとつ承っておきたいと思ひます。

○政府委員(砂田重民君) いま、沖繩におきま
す年金等の問題の御質問でございますが、復帰後
の報酬、賃金によって給付額を算定する場合は、
これは問題はございません。それから復帰前の賃
金をもとにいたしますときに問題が出てまいりま
す。そこで、私ども沖繩現地の御要望も、承りな
がら、財政当局といろいろ折衝、相談をいたしま
して意見の一致を見ましたことをお答えをいたし
ますが、公務員について、公務員の給与について新
しい給与表を人事院で作成してこれをはめていく、
そういう公務員給与問題の解決のしかたは、先生
御承知でございますが、こういうことも勘案をし、
また民間企業におきまます復帰後の賃金問題が、い
わゆる三百六十円読みかえ等、もうほとんど
民間企業の場合の三百六十円読みかえ賃金とい
うこともまた、こう明るくなってまいりました。こ
ういうことも、均衡をはかる必要上、復帰後の賃

金動向というものに合わせまして、年金等につ
いても新しい仮定俸給表をつくりまして、これによ
つて円建ての年金等の給付額を決定していく――三
百六十円を掛けるわけではありませんが、これでも、
公務員給与の決定のしかたと同じように、出てま
いりました結果は三百六十円になっている、そう
いう新しい俸給表というものをつくって、年金等
もこれに合わせていく、そういう方式をとること
にいたしております。

○竹田四郎君 この振興法案に入る前に――十五
日に沖繩が返ってくるわけですから――その前の事
項として、二、三お聞きしておきたいと思ひます
が、大蔵大臣、けさの閣議に御出席になりました
か。けさ閣議ありましたか。

○国務大臣(水田三喜男君) ありました。

○竹田四郎君 それで、御出席になったと思うん
ですけれども、私、こへ来るまでに、十時から
ニクソンがベトナム問題で何か重要演説をする
というのであったんです。私がこへ来るまで
は、その内容がどういふものであるかということ
は具体的に述べていなかったわけでありまして、
でも、おそろく閣議では、きょうのニクソンの重
要演説というものはある程度問題になったんじや
ないかと私は思ふんですけれども、問題になっ
たんですか、なりませんでしたか。なつたとす
れば、どういふふうになったのか。

○国務大臣(水田三喜男君) きょうの閣議では、
全然そういうことは問題になりませんでした。

○竹田四郎君 外務省の方いらつしやいますか。

○説明員(橋正忠君) はい、参っております。

○竹田四郎君 それは、きょう私聞いておられ
なければ、ニクソンの演説の内容は、新聞紙上
の推測記事では、ハイフォン港の封鎖ではないか
と、こういうふうにいわれていたわけでありま
す。これは具体的にどういふこととござりますか。
○説明員(橋正忠君) ただいま、いま公電が
ちよど入っておりますのでござりますが、すぐ
ちよど入るようにはござりますが、ただいま
現在のところ、まだ手元に参っておりませんので

具体的な内容をたたいま申し上げる段階に至
らないのでござります。ただいま、ちよど公
電が入っておりますのでござります。

○竹田四郎君 たいへん私も、沖繩返還を前
にして、きょうはニクソンがどういふ態度を出す
のか、ベトナム戦争に対してアメリカはどうか
わっていくのか、それに関連しての沖繩の島とい
うものが一体どうかかわっていくのか、これはた
いへん重大な問題であると思ひます。十五日を目
前にしているだけに、非常に重大な問題ではない
かと私は思ひますので、この委員会が休憩にな
る前でも、ひとつその公電が入ったならば、公電の
要旨をこゝでひとつ御発表願ひたいと思ひます。
よろしゅうござりますか。

○説明員(橋正忠君) この委員会の行なわれてお
ります間に、手元に参りましたならば御披露申し
上げたいと思ひます。

○竹田四郎君 それから、もう一つの点は、五月
十五日の復帰の時点で、沖繩には核兵器はないと
いうことで、ロジャーズ国務長官の書簡によつて
それを確認すると、こういふふうにいわれており
ますが、新聞の報道によりますと、核兵器がどう
も国外に出されている、運び出されているとい
う。こういうのが新聞報道であるわけでありま
すけれども、これについては、さきの協定で、七千ワ
ドルの核兵器及び特殊兵器の搬出の費用を日本が負
担をするというところで、金は現在払ってあるかど
うかわかりませんが、それを払出す約束をして
おることは事実であります。そうしますと、と
にかく私どもは、これについては、国民というの
は、一体核兵器が運び出されたのか出されてい
ないのか、これは重大な関心があると思ひます。
場合によつては、五月十五日までに運び出されて
いないということになりますれば、これは非核三
原則にも抵触してくるという問題にもなるわけ
であります。そういう点では、外務省なり、ある
いは、これは防衛施設庁も関係してくるだろう
と思ひますけれども、そういう問題は現実はどう

なんですか。どのように推測すればいいんですか。

これは大蔵大臣、お答えいただけますか。

○國務大臣(水田三喜男君) それは私の管轄じゃないんですが、この問題はきょうの閣議で出ました。というのは、総務長官から、けさの新聞でこれが非常に、P3以下の他のものの撤去がなくなるような新聞記事があるかどうか、おくれることは困るので、これは促進してもらいたいという要望があって、これに対して外務大臣が、これは当初の予定どおり促進をするということをおっしゃった。この程度の扱い方でございまして、けさの閣議に出ましたから御報告いたしますが、おくれることは、十五日の日に間に合いませんが、おくれることは、これは日本政府のあらかじめ承知しておいたことと申しまして——と申しますのは、御承知のように、暫定予算でこれを計上することができませんでしたので、その点若干ズレがあるというところは両国とも了解の上でございまして、協定の予算支出をどんどんいたしますんで、おくれることにも、若干おくれることは了解済みであつても、これは限度がございまして、あまりに多く、きょうの新聞のように、長い期間かかっておくれることがないようにということについては、政府も努力するということと申します。

○竹田四郎君 私、まだお尋ねしない前に大臣お答えいただいたわけですが、私は核のほうはどうなのかと、たとえばその基地提供のP3の問題は、これはある程度われわれも若干おくれるだろうというところについては、那覇空港の目玉商品が実現できないというところは、これはある程度わかるわけですが、しかし、核の問題についてはもっと私これは重大な問題だと思ふんです。要するに、十五日から日本の領土になるわけでありまして、その日本領土にアメリカの核があるということになれば、これはもっと重大な問題、非核三原則に私は抵触してくる問題だろうと思ふんです。この問題がいままで沖繩返還の問題で相当大きい問題になったということは、大臣も知っているわけ

す。ところが、私が聞いているのは、まず核のほうはほんとうにその書簡だけを私も信用するわけにちよつといかぬわけですが、いままでの形ではね。ところが現地からの新聞報道によると、どうも核を移送した動きというものはあまりない、まあ若干警戒がゆるやかになった所もあるようだけれども、実際にはどうも見かけではないのかというふうな報道がされているわけですが、それだけに私はこの問題は重要だと。ですから、これは具体的にどうなっているかというところは、私はおそろしく大臣あまり御存じないと思ふんです。それはむしろ外務省なり、あるいは防衛施設庁なり、まあそういう方面で、その辺は具体的に私はアメリカ軍の行動としてキャッチしているものがあるはずだと、またそのぐらい目を光らしているべき問題ではないだろうか。こういう点で、特に核の問題についてどうなのか、実際そういう動きがあるのかないのか、そういうものをキャッチしているのかキャッチしていないのか、この辺を私はむしろ外務省にお聞きしたいわけですが、これは大臣のほうでわかればけっこうです。

○國務大臣(水田三喜男君) きょうの閣議の問題は、いまのP3の問題だけしか出ませんでしたので、核の問題は外務省のほうからお答えいたします。

○説明員(橋正忠君) 先生御案内のとおり、国会の審議でも、佐藤総理とニクソン大統領の共同声明のときから、ニクソン大統領はつきり約束しておりました、それから返還協定の第七条にも、条文の形でこれが明記されることになりました、アメリカ側としては、返還のときにおいては核はありまじいというところを、これらではつきりしておるわけですが、このときのサンクレメンテでも、これは念を押してございまして、御存じのとおりでございます。その間——

○竹田四郎君 そういうことじゃなくて、具体的に沖繩におけるそういう行動というものがあつたのかないのか、そういうものを察知できたのかで、きなかったのか、この辺は私は外務省として、

あるいは防衛庁にしたら、これはかなり重要な問題だと思ふんです。そういう点を聞いているわけですが、そういうサンクレメンテでどうかとか、こうだとかいうことはわれわれも知つて居るわけですが、具体的な現地の行動としてどうなのか、毒ガスのときにあれだけ騒いだわけですから、そういうことを聞いているんです。

○説明員(橋正忠君) 御存じのとおり、具体的に核がどこにどんなにかつこうで何があるということ、アメリカ側も表に出してございまして、したがって、いままでアメリカ側の、この問題に關する向こうの議會での審議などの場でも、もし沖繩にあるとしても、返還のときにはなくなる、こういうことを言つております。したがって、核につきましても、御存じのとおり非常に高度の向こうの軍事的な機密の問題であつて、具体的にどこにどうということには表に出ませんので、これをどうこうするということも、おそろしく人にはわからぬようにいづれにせよやつて居るのだからと思ひます。

○竹田四郎君 そういうことじゃないのですよ。そういう論理的なことじゃないのですよ。だから、外務省がわからなければほかでわかること、これは——防衛施設庁あたりでわかるかわからないか、おいで願つて居るだろうと思ふのですが、あな

たは沖繩に行つたことがあるかどうかしりませんが、けれども、たとえば辺野古の弾薬庫を通ればわかるのですよ、あそこには普通の弾薬庫とは違つた弾薬があるということは、大体見当がつくわけですが、御存じですか、あの辺野古の弾薬庫のあそこ、御存じですか、あの辺野古の弾薬庫のあそこ、軍が、だから辺野古の弾薬庫がどうも怪しいことは、これはあなただつて知つて居るはずですよ。もちろんアメリカからそういう情報はないうえ、アメリカは機密ですから。しかし、こつちで探つていけば、たとえば辺野古弾薬庫の警戒がどうなつたかということはおわかりいただけます。あるいは知花弾薬庫だつてそんなんです。そういうものは、当然五月十五日が近づいている

のですから、私は、非核三原則というものを堅持している限りは、政府としてはこれについて細心の注意を払つて、その動向というものがどうであるかということ、当然よく目を光らして見ていべきじゃないだろうかと思ふのですよ。私はそのことを聞いているのですよ。ただそういうふうになつて、アメリカのこれはごく機密になつておられますからわかりませんと、そういうことを聞いているのじゃないのですよ。日本側の自主的な立場で、沖繩の核の移転というものが——それを合せて七千万ドル出すことになつて居るわけですから、そういう意味で私は聞いているわけですが、あなた方はそういう、いまのお答えでいくと、これは全然そういうところにはもう関心を払つていないと、こういうふうには私にはとれません、ほかで答えられるところがあつたら、ひとつどういう動向があるか答えてください。

○委員長(前田佳都男君) ちよつと速記をとめてください。

(速記中止)

○委員長(前田佳都男君) 速記を起こして。○説明員(橋正忠君) まことに難問でございます。直接それと正面からお答えできないのは残念だと思ひます。やや繰り返しになって恐縮でございますが、私どもとしては、復帰の時点においてちゃんときれいに、とにかくきれいに返してくだされいということにまさき重点がございまして、そのためにいままでも繰り返し共同声明、あるいは協定、あるいはサンクレメンテというふうな過程を通じてまいりました。またさらには復帰の時点において、念には念を入れるということ、これをもう一ぺんはつきりさしてもらいたいという措置をいま検討を進めております状況でございます。したがって、現地において具体的に、たとえばどこにどんなものがある、どう動いたのだらうということにつきましては、私どもも、できる限りの努力はしてみまして、アメリカ側にもそれはアプローチはしてみましたが、何ぶん核に關しては、これはもうほんとうに向こうの最高の

機密であるからこればかりは何とも言えぬということでございます。したがって、いろいろあるこの基地、弾薬庫では、お話のように少し警戒が厳重であるかどうかというように、いろいろの推測、憶測というものもあるようでございますが、弾薬庫にもいろいろな弾薬がございます。核ではなくとも、非常に高性能の爆弾というふうなものもございましょうし、警戒が厳重であるから、あるいは警戒の度によって、そこにあるのかないのかということも、にわかには言えないというふうな状況でございます。したがって、現地で具体的にどこにどうなつてあつたんだろう、それがどうなつて出てきたのらうということまでは、そういうような事情のもとで確め得ないというのが実情でございます。したがって、その点を御了解いただいて、とにかく十五日にはきれいになつて返つてくるということで御了承をいただきたいと思ひます。

○竹田四郎君 私はこれはアメリカに聞かなくてもわかることだと思うのです。沖縄県人の目がある人かこれは見ていると思うのです。軍労働者だっているわけですから、たとえば毒ガスのときにあんなに大騒ぎしたわけですから、あれによって現地の人はたいへんあんな毒ガスについては心配があつたけれども、しかし私どもは、ああいう行動でアメリカが毒ガスを持ち出したということは、はっきりしたわけですよ。今度の場合、いまあんなの言つてゐることを聞くと、現地の動静、確かにその警戒が厳重になつたかならないかということが、核兵器かどうかそれはわれわれも推測できませんよ。あるいは特殊な爆弾かもしれせん。しかし少なくともそういうものが七千万ドルというのには、われわれが国民の税金で払つた七千万ドルというのは、少なくともそういうものも含めて撤去の費用として考へてゐるわけですよ。しかし、その中で一番重要なものはやはり核だと思つてゐる。それはさつと現地へ問い合わせ、とにかく事前に、十五日に、ほんとうに核がない、こういうことで復帰を喜ぶかどうかの私は一つのポイント

トでもあると思つてゐるのです。もう来週の月曜に迫つてゐるわけですよ。これはどうですか。外務省としてもそのくらいのことでは、アメリカからは聞けないにしても、現地の状況から推測して、できるだけの判断は、その判断が正しいかどうか、また問題はありますけれども、ある程度納得できるものであるのか納得できないものであるのか、これは日本政府の判断だと思つてゐるのです。そういうものは、私は少なくとも五月十五日前に外務省としてはやつておくべきことだと思つてゐるのですが、どうですか。

○説明員(橋正忠君) 核を沖縄からなくするため、その関連で七千万ドルというものを米側に払う中の一つの項目に考へてゐることは御存じのこととおりでございしますが、この件につきましては、国会の審議の過程におきまして、外務大臣等より、いろいろ、核の性質上、非常にこれは高度な判断でできた、政治的な判断でできたものであるという御説明があつたと思ひます。それから核につきましては、何ぶんそういう最も機密性の高いものでございしますから、米側においても、おそらくこの所在とか動かし方とかいうことについては、最高首脳部が最高の責任を持つて処理をしておるべき性質のものでございしますし、事実そうであると思ひます。したがって、その最高の責任者である米側の大統領を含め、あるいは国務長官を含め、こういう者が復帰の時点においてないのだということを言う以上は、まず最も信頼すべき言明であると私どもは考へておられます。そういう意味でも御了承を得たいと申し上げておる次第でございます。

○竹田四郎君 ぼくはそういうことを言つてゐるのじゃないのです。日本の政府として、核が撤去されたというならば——それは事実であるかどうかかわかりませんよ、ただそれをあつてけるものを何らか外務省として努力する必要があるのじゃないか。これはアメリカがどう言おう、どう言おうと、日本政府の独自の判断で、日本政府だつてその後核が撤去されたということがはっきりしなければ、非核三原則というのはいくらでも

う。重大な問題ですよ。これは衆議院の決議にも違反してゐるわけですよ。私は当然何らかの形で、確認はアメリカにたよらないでも、日本の政府のできる範囲内のことでは、私はやるべき義務があると思ふ。それもやらないということになつたら、私はこれはたいへん問題だと思つてゐるのです。外務省がそういうこともやらない、政府としてそういうこともやらない、こういうふうにおつしやるわけですか。ただ、アメリカのロジャーズから渡されるその書簡によつて、すべてあつてつけもしないでそのままということなんですか。私は当然それは日本政府がやるべき義務があると思つてゐるのですが。

○説明員(橋正忠君) 繰り返してなつてまことに恐縮でございますが、核につきましては、向こうの最高責任者が最高の責任を持つて、全権を持つてこれを管理してゐるわけだと思ひます。したがって、外務省にこれを限定いたしますれば、その最高の責任者において、あなたは必ず、こうしてくれなというものを、すでに佐藤・ニクソンの共同声明の段階においてはつきりし、さらに返還協定において、これを条約上の文書として、法律的な義務権利の關係においてこれを明定し、さらにその後サンクレメンテで念を押す、さらにそれから、先生からございしましたように、復帰の時点において、また念を押す、念には念を押すという措置をとる、あるいはいろいろと考へてゐるわけでございます。そういう意味におきましても、向こうの一番の責任者、これに念を重ねて押してゐるわけでございます。

○竹田四郎君 どうも私の質問をはぐらかしてゐるわけですよ。あなた、われわれが銀行に行つて預金をおろして、自分がその金を受け取るとき、銀行からおろした金に向こうで数えても、こっちでまた数えるのはあたりまえでしょう。あなた、そういうことをしませんが、銀行、郵便局を信用して、金を一切数えないで持つてきますか。数えて持つてくるわけですよ。あたりまえのことなんですよ。だから、これはちよつと大臣に聞きます

が、これは私は核兵器だけではないと思つてゐる。七千万ドル日本出してゐるわけでありまして、当然特殊兵器がその中に含まれてゐるということですよ。ですから私は、核兵器については五月十五日、この復帰の時点というのは、一番大事だと思つてゐる。その他それに該当しない、非核三原則に該当しない特殊兵器もあると思ふ。こういうものはどういふように政府としてあつてつける。私はこれもあつてつけるべきだと思つてゐる。これは国務大臣としての水田さん、どういふようにお考えになりますか、私は当然あつてつけるべきだと思ひますが。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題は、米政府を信用するかしないかという問題でございます。最高幹部がいろいろな形でこれだけの約束をしてゐる問題ですから、日本政府はそれを信用するということ立場で、この五月十五日にはそれが実行されるものという立場で現在おられますから、特別のこととはしてゐない。ということとは、これだけの問題でございます。これが実行されなかつた場合の責任とか、問題は、相当大きいことでございます。したがって、こういう大きな問題が両国の間で何回も約束されておるといふことは、もう信用する以外にはないといふことだろうと私は思ひます。外務大臣からもしばしばそういう説明で閣議も了承しておるといふのがいままでのいきさつでございます。

いま銀行預金をおろしたときに、銀行だけを信用しないで自分でも数えないかと実は言われたのですが、数える金はいまもらつてゐない。十五日の日にやるからと言つてゐるのですから、その日まで数えられないといふのが、高度の秘密性ということでございます。やはり約束の瞬間を見て数えるよりしかたがないのじゃないか、私はそう思つておられます。これは信用するかしないかの問題で、いま外務省で説明したとおりの過程を経た約束をしておられますので、私は信用していいと思つておられます。

○竹田四郎君 私は非常にこれ、担当、外務省が

それで、その次にいきます。核の問題たいへん残念ですがね。これは外務大臣が出ておられないからこれはしょうがないと思うんです。そうすると、あなたいまもらってからの話だって水田さんおっしゃったんですがね。五月十五日以降のそうした特殊兵器、核を除く特殊兵器ですね、こういうものの搬出については、これ日本領土になりませんね、今度は。日本の施政権下にありますからね。このときにもそういう兵器が出されるのか、出されないのか、ある程度わかると思うんです、状況ですね。そういうことは、五月十五日以降はどうしますか。これも、日本の施政権下に沖縄が入ってからも、ただ向こうの話を信用するだけということ、そうした日本政府でできる範囲のあと追いといいますが、そういうことはなされないうんですか、なさるんですか、どちらですか。これは外務省なりあるいは防衛庁にお聞きしますけれども、五月十五日以降日本に施政権が返ってかどうかどうするんだ、いまのところ返ってないんだから。

○説明員(橋正忠君)　ただいまの御質問の特殊の兵器ということですが、これは核と核以

としても表明しております。現在もそういうものはないと思いますし、今後もち込まれるというようなことはないものと考えております。

○竹田四郎君　あなたほどの質問をよく聞いていただきたいよね。ぼくは持ち込みのことを言っているんじゃないですよ。いまあなたの話を聞いていると、持ち込みの話ですよ。持ち込みの話じゃなくて、撤去するために七千万ドル出すわけでしょう。もう出しておると思うのですが、だから、核兵器の問題については、五月十五日以降はないはずですよ、核兵器についてはね。だからわれわれも一応御答弁の前提としてこれはない、一応そういう前提で議論を進めます。その他の生物兵器だとか化学兵器については、これは私は当然五月十五日までに撤去するべきだと思うのですが、これは日本の政府に非核三原則があるなしで若干の問題があると思うのです。だから、それは残る可能性もある。日米の約束で核については五月十五日現在はその撤去をするという約束しておるのですから、その他の問題については約束していない。そうなりますと、あとのものについては、撤去するのを確認をしていく手段は講ずるのか講じないのか

○説明員(橋正忠君) 少しお答えのほうが先走りしまして申しわけございません。特殊兵器の中のものに毒ガスにつきましては、御存じのと通りの経緯で、現実にあそこにありました毒ガスが撤去をされた、かつその撤去をされた段階、撤去の過程においても、それから撤去がされましたあとにおいても、わが方も立ち会ひのもで撤去されましたことが確認をされておる次第でございます。生物兵器等につきましても、これはアメリカ側として、本土におけるのと同じようなやり方が、復帰後全く本土と同じようにやっていくわけでございまして、当然本土におけると同様、そういうものではないのであるということ、はつきり復帰後における沖縄にはそうであるということ、を明言しております。したがいまして、復帰の時点においてそういうものがないということは、向こうの政策としてもはつきりしておると考えております。

○竹田四郎君 あのお、どうも私の言っていることをあなたわざとそらしていると思うのだ。このくらい、初めのころは私の質問が理解できないかかかと思つても、これだけ同じことを言っておるのだ。

○説明員(橋正忠君) 特殊兵器という定義は、私専門家でございますので、それが何を、どういう具体的な兵器を意味するか、専門であるのは、むしろ防衛庁ではないかと思えますので、それに譲りたいと思いますが、特にまあ生物・化学兵器、ガスでいえば致死性のガスというようなものについての問題でございますれば、先ほど申し上げましたとおり、こういうものは本土におけると同様沖縄にもないんである、復帰後は日本と全く同じであるという米側のはっきりした声明であり、立場でございます。

○竹田四郎君 防衛庁、どうですか。

○竹田四郎君　これ、大臣ね、

○竹田四郎君　これ、大臣ね、聞いていておわかりだと思ふのがね、私にはそういう不安があるわけです。だから、せひ五月十五日以降においても、そういうものの点検というものを、それに基づきに入つて点検するというのも一つの点検の方法です。いろいろな状況証拠を集めて、これによつて、大体ないだらうということも私は一つの点検だと思ふ。点検のやり方というものはいろいろあると思ふ。そういう点、私は政府として当然進めるべきだと思ふのですよ。こういうことについて、これ以上議論したつてしようがないです、この場で。しませんけれどもね、これはひとりの閣議において、大臣として、やっぱりそういう不安があるということは事実ですから、この点に（）いでは何らかの形で、ただ信ずるというだけではなしに、政府としても、施政権が返つてくるわけ

ですから、相当な部分というものは私は、もつといままで以上に点検できるはずで、そういうものは、私は進めていただくように、それは大臣からも伝えていただきたいと思うのですが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) すでに毒ガス兵器はもう確認という措置をとっておることです。すし、そのほかの特殊兵器については、内地のおれれと同じ扱いでいくんだと、向こうでは声明しておることです。内地と同じ扱いが当然今後ともできると思いますので、そういう確認もできるだろうと思います。

○竹田四郎君 どうもこんな、ちよつと聞いておこうと思つた問題でたいへん時間をとつてしまいましたので、あと時間があるわけですが、いろいろお聞きしたいことがあるわけですが、金融関係の問題に入っていくかと思うのです。

まずお聞きしたいのですが、大蔵省として、沖繩には復帰後日本の普通銀行ですね、都銀、地方銀行——まあ地方銀行はないと思うのですが、都市銀行になると思うのですが、そういうものの支店、営業所というものの沖繩における設置というものは、どういうふうにお考えになつていますか。

○説明員(松川道哉君) 現在の時点で、本土の銀行が、沖繩復帰以後沖繩へ進出したいという具体的な計画を持っているかどうかという点につきまして、現在持っているという話は聞いておりません。

ただ、かりにそのような申請が出てまいりました場合、銀行でございまして、店舗の設置について私どもが許可をいたしておりますので、たとえ沖繩に出たいという申請がございまして、当分の間はこれを認めないことにしていきたい、このように考えております。

○竹田四郎君 当分の間というものが、一体どのくらいの期間だか、私よくわかりませんけれども、しかし、おそらく本土資本も当然沖繩にある面では、許される範囲で出ていくと思うのです。全

然出ていかないということはないと思うのです。たとえば松下電器というものは、すでに糸満に土地を買っているというふうな話もあります。その他の企業でも、表面にはあらわれないにしても、土地を買っているというところは、今後出ていくというところがあります。そうなると思います。いろいろな取引の関係上、おそらくそうした企業が、取引をしていく銀行というものをしたいというところは、私は当然だろうと思つております。そうなることは、いまのところはなるほどまだ本土から向こうに進出しているそうした企業というものがあつて、いまのところは、いまのところはそういう要望はおそらくないと思うのです。これが進んでいく。そして日本の国内においては、銀行を中心とした企業のグループ化というものが行なわれている。まあ最近の投資の問題にしても、ぼくはそういう面が非常に多いと思うのです。そうなるにつれて、そういう要望というものは、私は今後出てくると思うのです。それからいまおつしやられた当分の間というのは、一体どのくらいの状況、これは年数ではちよつと言えないと思う、どのくらいの状況を考へて当分の間と、こういうふうな言つておられるのか。これがそうした銀行が出ていくということになりますと、やはり向こうの銀行との競合関係というのでも出てくるであらうし、あるいは沖繩におけるところの資金量といったようなものが、本土のほうにむしろ吸い揚げられてしまう、こういう心配もなきにしもあらずだと思つております。そういうことを考えますと、都市銀行の沖繩への進出というのについては、私はかなり慎重にやつていかなければ、せっかくのいろいろな投資を行なつていっても、それは沖繩の開発にならない。こういうふうに思つて、それが、一体、当分の間という考え方は、やはりその普通の国内、こちらの本土の中におけるところの当分の間とは、私は様相が違ふと思うのです。

非常にいまの沖繩の状況というのは、やはり不安が渦巻いていっていると思うのです。これは国内とは違ふと思うのです。その辺を明確にしてほしい。

○説明員(松川道哉君) いわゆる都市銀行の沖繩進出につきましては、慎重であらねばならないという先生の御意見には、私も全く同感でございます。またそのような質問を提起なさいました背景には、沖繩の方々の心の中に、いわゆる本土の者に対するものと、自分たちとの間に、若干、まだ差があると申しますか、違ふグループの人という認識が非常に強いので、この連中にやられたんではかなわぬ。そういう危惧が非常に強いから、そこを慎重に配慮してやれ、こういう御趣旨であらうかと思つております。私も、従来本土でもそうでございますが、店舗を出します上におきましては、それぞれ受け入れる現地の方々の危惧ないしその土地の種々の環境というものを十分に配慮して、実施いたしております。沖繩に店を出すような場合に、沖繩の方々の間に、抵抗感が現在のようになり、また現在より若干薄らいでも、相当根強い抵抗感が残つておるといふ段階では、沖繩に對する銀行の進出を認めるのはまだ早いのではないかと、このように考へております。ただ御指摘のように、当分の間はたして何年かということになりまして、私も心の底では、早く沖繩が本土と一体化してほしいという希望を持っております。本土と一体化して、ただいま御指摘のような抵抗感がなくなる段階が一刻も早くくることを望ましのでございますので、いまの時点で、非常に遠い期間まで絶対に出しませんよということも申せませんし、これは沖繩の方々の心理を、また本土と沖繩との経済関係の密着の度合いを十分に見ながら検討してまいりたいと思つております。

○竹田四郎君 この支店を出して、あるいは営業所を出していくという場合、そういういまの御趣旨というのは、私も賛成なんです。しかし、それはどういう機関でそういう場合には決定をするわけですか。いままでは大蔵省のほうで大体何店舗というふうなことをきめておるわけですが、今度の場合、沖繩の場合には、やはり大蔵省サイドできめていくんですか。そういう場合には現地の意向も十分確かめていくのは、それはどういふこ

となんでですか。ただ大蔵省のほうで、現地の意向を開いてやるというのか、あるいは沖繩のそういう機関を、金融機関代表というものを入れて、そこできめていくのか、その辺はどうですか。

○説明員(松川道哉君) 銀行の支店の設置につきましては、現在の銀行法上、主務大臣、すなわち大蔵大臣の認可を受けることとなっております。したがういふことは、その決定はあくまでも大蔵大臣がなさるものと了解いたしております。しかしながら、私も直接現地に手足を持つておるわけじゃございません。したがういふことは、沖繩のほうの空気がどうなつたか、その他の事情につきましては、これからできます沖繩の沖繩における出先官庁を通じて、十分現地の動向を聞き、また現地の方々の空気も承知いたしながら、この認可をするかしないかをきめてまいりたいと、このように考へます。

○竹田四郎君 私はその点は、やはり沖繩は本土とは違つた経済圏であつたということ、これは事実だと思つております。これからの沖繩の開発をどうするかというのを考へてみても、これはたいへんむずかしい問題だと思つております。いままでの日本の経済圏の経営のあり方とか、そういうものも全然違ふわけですね。そういう中で、いまおつしやられたように、なるべく早く日本と同じ経営のやり方、そういう商慣習もある、そういうものを一体化していきたいという希望はわかるんです。確かに、それでは、すぐそういう形にくるかという、これは私は三十年近い別世界でありますから、そう簡単に、頭が単純にすつと切りかえられるということ、私は考へられないと思つております。そうなることは、本土のやり方そのものを沖繩にすぐ適用するということになりますと、私はかなり摩擦というものがやつぱり起きると思つております。ですから私は、沖繩に関する限りは、やつぱり、おそらく本土の普通銀行は、向こうにそういう企業が出てくれば、これは当然、その営業所を持ちたいというふうな要求というものが非常に大きくなつてくると思つております。そう

なつてくると、まあ力関係も作用してくるだろうと思ひますから、この辺は、店舗設置については、やはり沖繩県民の意見を入れた機関、審議会なり、あるいは何なりというものをつくつて、この点をやるのが、沖繩の一体化に対して、むしろそのほうが早いんじゃないか。へたをする、アメリカが日本の都市銀行にかつた、AMEXがかつたとか、そういうような感じというものをたいへん強く持たれるんじゃないか。その辺は慎重に、そういう一つの制度というものをある一定期間つくつて、県民の納得の得られるような形にすべきだと思ひますが、どうですか。

○説明員(松川道雄君) 先生御指摘のように、経済活動がだんだん活発になつてまいりますと、いわゆる本土の産業資本というものも出てまいることにならうと思ひます。そこで、そういうことになつてまいりました段階において、銀行関係で、あるいは本土のいわゆる都市銀行といわれるような大きな銀行が、直接店を出さなければならぬかどうかということになりますと、そこにはいろいろ解決の方法はあるかと思ひます。たとえば現在沖繩に二つの地方銀行がございます。琉球銀行と沖繩銀行でございます。この二つの銀行は、復帰いたしますと、すぐに地方銀行協会のメンバーになりまして、本土における地方銀行と一緒にありまして、各地の経済情勢を緊密に連絡し合ふという体制をいましております。したがって、復帰後、そのような産業資金の需給関係から、もつと本土と密着したいというふうなことになると思います。この二銀行が、二つの銀行が、沖繩のほうの意向を反映いたしまして、しかるべく金融のネットワークを、それぞれ適当な本土の銀行と結ぶこともあらうかと思ひます。また他方、復帰と同時に、御案内のとおり、那覇に日本銀行の支店を置くことにいたしております。これも、沖繩における資金需給を見守ることとはもちろんでございますが、このチャネルを通じまして、やはり沖繩の方々の意向というものは、私どもは十分にキャッチできるものと思ひます。したがって

まして、現在の体制をとりながらも、沖繩の方々の要望を反映することは十分に可能ではなからうかと、このように考えております。

○竹田四郎君 まあ私は、それだけではどうも十分なような気がします。金利体系もおそらく違うであらうし、それから預金の性質、貸し出しの性質というものは、おそらくいままでの本土のあり方とは違ふわけですから、それをしかも相手は、中小企業というものが九割を占めていて、この状態ですから、なかなか本土並みの企業会計なり経理方針というものを移していけるかどうか、これは相当時間がかかるんじゃないか。そういう意味では、やはりぜひ私は——確かにそれは日銀の支店もできるし、地方銀行協会にも入るしというところであればわかると思ひます。わかると思ひますが、やっぱり沖繩が新しく出発するという立場において、いままでの本土のあり方というものの対する批判というものは非常に強いと思ひます。だから、そういう点では、沖繩の県民の意向をいれていくという制度というものをこれは私はつくべきである、この辺はひとつ検討していただきたい、こう思ひます。

それから損保とか生保というふうな、そういうものは一体どうなりますか。

○説明員(松川道雄君) 保険事業につきましては、銀行の場合とちよつと異なりますのは、法律上店舗の認可制度というものが、銀行にはございますが保険の場合にはございません。したがって、法律上のたてまえは、沖繩に出ていって自由に営業ができるというたてまえになっております。しかしながら、保険事業の場合におきまして、本土の保険会社が進出してまいりますことは、沖繩にごさいます保険会社の規模が本土の場合よりもはるかに小さいことを考えますと、従来から沖繩にごさいました保険会社の営業基盤をあるいは危うくすることがあるのではないかと思ひますので、私どものほうといたしまして、生命保険会社につきましては、沖繩での営業活動は行なわれないように重々指導いたしておりますし、

損害保険会社につきましては、損害保険会社のグループで沖繩には当分の間出ないという申し合ひを行なつたように聞いております。

○委員長(前田佳都男君) 竹田君、時間がだいぶかかりますか。

○竹田四郎君 これで終わります。

いまの点、おそらく保険会社の規模として、沖繩の保険会社よりはるかに本土の保険会社の規模というのはいさななわけですね。そうしますと、さっきの話にも出たような配当とか、あるいは掛け金の率とか、こういうようなものもかなり本土のほうがいいと思ひますね、割合が。そうなるてくると、保険会社としても、いまはそういう申し合ひをしても、新しい地域の開拓ということ、出ていく可能性が非常に多いと思ひます。ただ申し合ひだけでそれができるかどうか、私は非常に心配なんです。なぜ私はこういうことを言いますかと、せつかく沖繩に流通する金というのは、まず第一義的に沖繩で使う、沖繩の開発のために使うということが必要だと思ひます。それをいろいろな形で、むしろ本土に吸い揚げてしまふということになれば、確かに金は回つても、しかし、沖繩の金融情勢というものは必ずしも樂觀を許さない、本土のほうに金が集まつてくる、こういう心配があるわけです。この辺もひとつ、ただ申し合ひだけではなしに、かなり私はチェックをしておく必要があるんじゃないか、こう思ひます。その点はもう少し考えていただきたいたと思ひますが、どうですか。

○説明員(松川道雄君) ただいま、当分の間進出しないうちに申し合ひせられたと聞いておりますと御答弁申し上げましたのは、現実にはそういう事実があるようでございますから、大蔵省といたしまして、損害保険会社のほうに對しましては、強力に出るなという指導はいたしておらないという現実を申し上げただけでございます。もしその申し合ひが何らかの事情によりまして廃棄になつて、出ていくという動きがございまして、しかもその時点で、先ほど銀行で当分の間と申し上げ

ましたが、その程度の期間がたつた、まだ本土と沖繩の間に心理的な若干の食い違いがある段階で、そのようなことが起こりますれば、私どももいたしまして、まだ時期尚早であるという指導をいたす所存でございます。

○成瀬權治君 ちよつと資料を……

琉球開発金融公社ですね、それから大衆金融公社、沖繩の、琉球の特別会計ですね、これの正味資産ですね。それを今度こつちに引き継いじやうわけですが、建物や土地、そういうものまで含めた資産表がいただけませんか。

○政府委員(砂田重民君) まだ的確な数字がいまの段階では出せないのです。ですから、概算でやらざるを得ない。この法律には、いままでの法律にないようなことが書いてあつて、概算で引き継ぎをする、というようなことが書いてある。

○成瀬權治君 委員長、速記をとめてください。

○委員長(前田佳都男君) 速記をとめてください。(速記中止)

○委員長(前田佳都男君) 速記起こして。

○中尾義典君 時間がありませんから、まとめてお伺いをします。

最初に、この沖繩復興開発金融公社の事業計画を私見しているのですが、これは四百五十億になつていまして、貸し付け計画二百九十四億と。この事業計画はどのような積算基礎になつておるのか、それが一つ。それから二番目は、沖繩復興開発金融公社は、沖繩の大衆金融公社とか、あるいは琉球政府の産業開発資金融通特別会計、琉球開発金融公社等の業務を引き継いでおるわけでありまして、そういつたような金融機関が、今日まで沖繩に融資をしておりまして融資の貸し出し残高並びに計画等はどうなつておるのか、それが二番目。三番目は、この沖繩復興開発金融公社の出資が三十億になつておりますが、これは当初は百五十億の要求があつたというように聞いておるわけですね。なぜ削つたのか。まず最初、その三点をお伺いします。

○政府委員(砂田重民君) まず第一に、事業計画

の積算の基礎でございますが、これは非常に各種各様の材料から積算をいたしました。現在の沖縄にありまます各種企業、また農業等の実情、琉球政府の特別会計、その他琉球開金等がいままでそういう貸し付け対象者に貸し付けておりました実績、さらに、振興開発計画というものは、これからつくっていくわけでありまますけれども、振興開発の法律の中で、私どもはいろいろ書いてございますようなことの金融的な裏づけ、さらには特殊の金融を沖縄は必要といたしまして、制度が変わりましたこととによって、非常に経営に困難を感じてくる企業等もあるものでありますから、こういうものにつきますましては、琉球政府で十分な調査をしていただきます、企業の実情と、琉球からお出しいただいた資料等で計画額というものを固めていったわけでございます。

それから出資金の三十億、当初百五十億を予定したではないかという御質問でございますが、確かに私も総理府といたしましては、百五十億の出資というのを考えたわけでございます。ただ先生もたまたま読み上げられましたような貸し付け規模、初年度の、現実の貸し付けをどうしてもしなければならぬ額、こういうものを考えてまいりますと、財投の金を幾ら出してしまっても、出資金が幾らであって、引き継ぎ資産がどれだけであって、それで一体公庫が運営ができるか。金利の逆さやのところもあるものでございますから、公庫の健全な運営というものが、これだけの貸し付け計画を実行するに、財投の金、出資の金、そういうものをいかに勘案をしたらいいかというところで、財政当局と相談の上で決定をいたしまして、三十億の出資、二百数十億の財投の公庫に対する融資、こういう数字をきめたわけでございます。

○中尾辰義君 もう一つは……
○政府委員(砂田重民君) 従来の沖縄におきまます琉球開金、特別会計等が沖縄で融資をしております実績は、百七億でございます。
○中尾辰義君 それでは、大休事業計画の四百五

十億並びに貸し付け計画二百九十四億につきましては、沖縄当局も大体了解をされている、こういうことですか。

それから今後さらに追加出資、追加の借り入れ金等もできるわけですか、これが二番目。

それから次にお伺いしたいのは、いま開発計画のことがお話がありました、これはまあ現地でつくると聞いておりますけれども、これは大体あらあ、もうできていくのじゃないかとも思いますがね。それと、あらあらの計画はどうなっているのか、この辺いまわかっていらっしゃるならばお話し願いたい。

それから本土企業の進出状況等、新聞等いろいろ出ておりますけれども、あなたのほうで掌握をしておるのか、どの程度なのか。なお、今後予想される進出の模様等をひとつお聞かせ願いたい。まとめて言いますから……

その次が、一番最初の産業開発資金貸し付け、これ七十二億出ておりますけれども、現在すでに本土企業が進出しておるものもあるように思いますが、けれども、この産業開発資金の申し込みは、まだ受け付けてないと思えますけれども、申し込むであらうというふうな状況ですね、その点がわかっておればお伺いしたい。以上まとめてお答え願います。

○政府委員(砂田重民君) 急にたくさん質問でございますので、一つ一つお答えいたします。

この公庫の初年度の貸し付け総額と申しますか、事業計画と申しますか、この数字は沖縄のほうで承認をされているか。これは琉球政府、大衆金融公庫、琉球開金、こういったいままでも沖縄で融資の役目を果たしてきておられます各機関とも御相談の上で固めてまいった数字でございます。琉球政府も十分もう理解をされている数字でございます。

それから追加融資ができるかというお話でございます。御承知のように出資、それから財投の額等は、先般成立をいたしました四十七年度予算で決定を

蔵委員会に附帯決議がございまして、中小零細企業に対する特段のきわめて低い金利の融資を考慮すべきだ。こういう御要望がございまして、私どもと大蔵省と相談をいたしました結果、三分の利息で七年、そのうちの二年据え置き、総額八十億融資、こういう中小企業の経済活動、ドル経済圏から円経済圏に移ってまいります沖縄中小企業の経済活動というものが弱くならないように、そしてまた、その融資の結果が、中小零細企業でありましても、働いておられる方々の資金というものが、三百六十円支払いが可能であれば、かように考えまして、融資を実行することに政府としては決定をいたしました。ただこれはまだ財

投の金が予算上明確になっておるわけではございませんで、沖縄振興開発金融公庫も設立いたしましたならば、財投の金は弾力事項が発動されることに相なりますので、そのワタの中で、八十億の追加融資が財政当局から公庫になされる、こういうふうな御理解をいただきたいと思えます。これは追加融資の大きな一つの例でございます。

それから開発計画のことでございまして、法沖繩振興開発計画は、もう御承知のとおり、法の定めるところによりまして、沖縄県知事が原案提出権を持っております。これをやはり事務的にお手伝いをしてまいります。作成をしまし、ま

すのが沖繩開発庁というものでございまして、まだこれは法案が内閣委員会で御審議中でございます。やはり開発庁ができ、さらに法律に定めまして、たところの審議会の編成ができ、沖繩県知事の原案が提出をされて、それから開発計画というものは決定がされる、こういうふうな御理解をいただきたいと思っております。

それから産業開発資金の貸しつけワタのことで、本土企業のことを関連してお尋ねがございましたけれども、産業開発資金、本土でいいますところの開発銀行の業務、これは沖繩の公庫では総額が百十億でございます、この中の約半分の四十九億が沖繩の、先ほどお話のございました電力、ガスに融資がなされます。本土から具体的なものと

いたしましては、私どもが予定をいたしましたのはアルミ精錬業に七億五千万程度のことを考えているだけでございまして、あとは観光、海運、港湾、倉庫、バス、航空、空港ターミナル、建設業、公害防止、こういったものはすべて本土企業ではなくて、沖縄の従来からあります企業に融資をすることになっております。海運等につきましては、本土の開発銀行も、沖繩港について沖繩の琉球海運の船、本土にありますが船会社の船、それをどういうふうな運航させるかという、これは運輸省の担当する認可事業でございますけれども、こういうことが、もしも本土側の船会社にも、沖繩航路の船を運航させるということが適切なことであるという結論が出ましたときには、沖繩公庫ではな

いておられます。沖繩公庫はもっぱら沖繩の海運業に融資をいたします。本土の企業の受け付けというものは当然まだなされておられません。まだ公庫そのものが、こうして御審議をいただいております段階でございますから、まだそこまではまいっておりません。先ほど申しましたようにアルミ精錬業というものについては、私どももそういう予測をいたしております。通産省と本土のアルミ業界との話も進んでおりますので、沖繩公庫の中で七億五千万ばかりのものを予定をしております。

○中尾辰義君 それでは、本土の日本開発銀行ですね。日本開発銀行と産業開発資金貸し付けとの関係、それから沖繩に進出する企業は、本土の開発銀行からは貸し付けはどういうふうになっておるのか、全然できないのか。いまちよつと船舶関係おっしゃっておりますが、その点を詳しくお願いいたします。これが第一点。

それから二番目は、開発金融公庫の区分がこのように出ております。産業開発資金、中小企業等資金、住宅資金、農林漁業資金、医療・環境衛生資金、特殊資金、既契約貸付、それぞれのワタが

ありますけれども、これは金融公庫の中で資金の流用ができるのか、それともこれは固定したものの

か。それが二番目です。

か。それが二番目です。

○政府委員(砂田重民君) 開発銀行の關係は、大蔵省のほうからお答えをいただきますが、私どもといたしましては、公庫の資金の流用はやりたいたと思います。やるつもりでおります。ただこれは、まあ公庫が人事その他ちゃんと編成ができた上でのことではございますけれども、何さま初めて沖繩でこの種の公的な公庫ができるわけではございませんから、資金計画の裏づけ等綿密な計画は立てておりますもの、これから一年間と申しますか、本年度内の沖繩の経済の動き方等によって、あるいは中小企業等の融資の需要が非常に高いということがあるかもしれません。そういった場合には、当然やはり流用ができるということが、やはりこれだけの本土におきます各公庫を集めて沖繩公庫をつくり出すという一つの特色は持たせていくべきだ。ただ基本的に考えますことは、中小企業融資ワックを削って、大企業に貸すというところは全くやりたくない。こういうふうな考え方で、公庫の運営を人事編成ができましたならばやっていただくつもりでおります。

○説明員(松川道哉君) 日本開発銀行と当公庫との關係でございますが、これは公庫法の業務の規定のところにおきまして、「沖繩において産業の振興開発に寄与する事業を営む者に対して」云々、こう書いてございまして、あくまでも当公庫を利用する借り受け人は沖繩において事業を営む者でございます。これと対応する事業が、本土で行なわれます場合に、その資金が開発銀行から出ることがございます。したがって、これはあくまでも事業を行なう場所がどこであるかということによって線が引かれますので、その借り受け人によって区分するわけではございません。

○中尾辰義君 それでは次に、開発金融公庫の八つの区分がありますが、これらの業務方法書はできているのかどうか。もうあとわずかに沖繩は返ってくるわけですが、この業務方法書に「貸付金の使途、貸付金の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付に關する業務の方法」業務委

託の基準」その他政令で定める事項、こういうものがこの業務方法書によってでき上がって、それに基づいてあなたのほうで貸すわけですね。ですからもう大体できていっているんじゃないかと思いが、それでいま申し上げました項目について、わかつておつたらまどめてけつこうですか。どうぞ。

○政府委員(砂田重民君) 業務方法書は、公庫の理事長がこれを決定して政府が認可をすべきものでございまして、したがって、まだ法案を御審議をいただいております段階で、できましたと申し上げるわけにはまいらないわけで、当然法律が成立いたしましたからやるわけではございませんけれども、それは申しまして、五月十五日には何とか貸したい、五月十五日には店を開いて、特に先ほど申し上げました八十億というふうな沖繩の中小・零細企業のための融資はやりたいわけですから、五月十五日にそういう仕事ができますように準備を進めてまいっておりますので、内要の概略を総務部長から説明いたします。金利等につきましては、資料にいたしまして委員会に配付いたしております。

○政府委員(岡田純夫君) いま副長官から言われましたように、考え方でございまして、開発資金につきまして、基準金利でまいりますという、基準金利七分五厘ということになっております。それで一般貸し付け、特別貸し付けでございますが、一般貸し付けでまいりますという、原則、これは何といひますか、原則といひますとあれでございますが、十年、特別の場合に十五年借りることができ、内容的にそうなっております。

それから担保につきましては、開発資金でございますので、本来徴収すべきものである、開発資金につきましては、というふうな見方をいたしております。

それから中小企業資金、中小企業金融公庫關係の基準金利でまいりますという七分三厘という考え方を持っております。まあ運転資金と設備資金に分けて、運転資金、これは一般貸し付けでございますが、運転資金でございまして五年、

それから設備のほうは七年、担保は必要に応じて徴収するというような考え方でございます。

それから環境衛生資金につきましては、基準金利七分三厘、本土の場合は八分二厘というところでございまして、まあ原則は七年ぐらゐの償還期間、特別の場合に十年というふうなものもございまして、一例として申し上げますとそういうようなことで、全般を通じて、本土とそれから沖繩の現状と両方比較いたしまして、いずれが有利なほうをとって、沖繩の特殊事情に対応するという考え方で、金利の問題、あるいは期間の問題等全般を通じて、そういう考え方をとっております。ほかに、先ほどありましたような沖繩アルミでありますとか、あるいは電力といったような特別なものについては、さらに特例を考えている。あるいは離島關係等についての医療施設については、さらに特例を考えているというふうなことでございまして、最も有利なほうをとるわけではございません。そういうふうな考え方で進めていくわけであります。

○中尾辰義君 そうしますと、日本の国民金融公庫にこれは該当するのはどれですか。

○政府委員(岡田純夫君) 国民金融公庫に該当しますものは、資金のワックといたしましては、中小企業等資金貸し付けの中で、国民金融的なもの、生業資金として取り扱っております。具体的な内容については申し上げますという、恩給貸し付け、これは六分といったような考え方でありまして、これは六分と六分というふうなことで、中小企業の大ワックの中で取り扱っているわけではございません。

○中尾辰義君 それからこの特殊資金貸し付けのことですね、これはどういうふうになりますか。

○政府委員(岡田純夫君) 特殊資金と申しておりますのは、法の附則によりましてこの借りがえのことでございまして、大きく分けまして医療関係と、それから島内産業の保護のために、従来輸入規制をいたしました、あるいはまた島内産業保護のため物品税をかけておりましたのが、復帰

とともになくなるというふうなことから、非常に困窮しておられるような人、製造業者に対して、その人たちの借りがえを認めていこうというものでございまして、総ワックは御承知のとおり二十億を貸し付ける予定でございまして、その中で医療関係では六億九千万円を予定いたしており、輸入規制では八億六千万円、それから物品税等の撤廃では四億五千万円ほどを予定いたしております。そして考え方としては、これはまた政令で案を進めているところではございますけれども、一年前までに借り入れおつた設備資金につきまして、償還が一年後にくるようなものにつきました、もちろん相当の多額な借り入れ利率で借りているものにつきました、借りがえを認めていこうというものでございまして。

○中尾辰義君 それで、これは「沖繩において事業を行なう者で政令で定めるもの」ということになっているので、政令で定めるものに對して、「云々」と出ておりますが、政令でどういうことがきまっているのか。いまも少し聞きましていただいても、わかつていたら教えてください。

○政府委員(岡田純夫君) 一部重複いたしますが、お許しくださいまして、政令のこの考え方ではございますが、実は施設設備の借り入れ金に限定したい。要するに運転資金その他のものは対象からはずしまして、設備施設資金、そしてまあかけ込みといふことはなないと思ひますけれども、復帰直前になって借りたというものは、公平の見地から除外いたします。少なくとも一年前までに借りおつて、相当の金利の負担過重になっているものに限定したい。それからもう年内に償還して終わってしまったというふうなものは、実効もありませんし、一年以後償還期が到来するような借り入れ分については、それぞれの、たとえば中小企業系統でしたら、中小企業のそれぞれ利率が定まっております。御承知の国民金融的なものも定まっております。それぞれの事実上照らしまして借りかえてあげるといふような道を開いたわけではございません。

○中尾展義君 それから、その融資を受ける条件として、まあ零細企業等におきましては、やはり担保力のない人もありますけれども、これはどうなんですか、国内では無担保無保証というような制度もありすけれども、こういう制度があるのか、それが一つ。

さらに、国内におきましては、民間金融から融資を受けた場合に、例の保証協会の制度がありすけれども、この保証協会の制度はどうなつておるのか、その二つお答え願います。

○政府委員(砂田重民君) 無担保無保証の制度は、本土と同じ制度がそのまま沖縄においても行なわれるわけでございます。

それから信用保証協会のことでありますけれども、沖縄の中小企業の皆さんに復帰後非常に大きく変わりますのは、この制度の活用だと思ひます。現在沖縄にも信用保証協会がございすけれども、これが再保険をする、ちょうど本土におきます公庫のようなものがございます。したがって、独力でやらなざるやないません。非常にその保証規模が小さくございまして、本土の信用保証協会——各府県にあります信用保証協会の保証量の一番少ないのが岐阜県だと聞いておりますけれども、その本土におきます各府県の信用保証協会の中の一番保証規模の小さい岐阜県の十三分の一程度しか、現在の沖縄の信用保証協会は保証業務ができていない。やはり中央へつなぐ再保険の制度がないことも一つの大きな原因だろうと思ひますので、これが復帰後は、沖縄県の信用保証協会も当然中央への再保険がつながつてまいりますから、いままでと違ひまして、少なくとも各府県並みには、この制度が沖縄の中小企業の皆さんには利用がしていただける、こういう期待をいたしておるところでございます。

○中尾展義君 大蔵大臣にお伺いしますけれども、いまの保証協会の信用保険公庫に対する再保険の件、これは当然加入できると思ひますが、その点ひとつ答弁願います。これが一つと、それから最後に、これはまあ関連の質問になりますけれども、

例の外貨の百六十五億ドルがだんだんとふえていく傾向にありますので、いろいろと大蔵省、通産省で今日まで外貨減らしのことで御相談もあつたようでありまして、どうやら結論も出そうなんかに新聞等も報じておりますから、これは大蔵大臣としてはどういふような御意向なのか、その点ひとつ最後に伺ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) いまの再保険の問題はできるうちにいたします。

外貨の活用問題、これはもう為銀の預託とか、あるいは中長期債への活用とかいふようなことで、もうこれはほとんど実施いたしておりますので、別に問題はないと思つております。ただ、さらにこれを、原料の備蓄とか、そういうようなものに活用できないかというようにいろいろの意見もございすますが、そういうことをするために、法令の改正を要する問題、あるいは予算の措置を必要とする問題というようなことについての検討を、いま関係省でしておるといふことでございまして、別に世間で心配されているように、外貨の蓄積が多くなつてどうこうというような心配は一切ないと思ひます。現に四月は、もう前月よりも保有外貨の量は減つておりますし、五月も同様のことになると思ひますので、この点の御心配はもう一切ないです。

○中尾展義君 これで終わります。大蔵大臣、ちよつと歯切れのいい答弁聞かしてもらふねと、いろいろと新聞等に報じておりますから、私は確認の意味で聞いています。これは、政府は、二十日ごろをめどに新しい円対策をまとめることになつて、水田蔵相が、田中通産相、赤城農相ら関係各相と会談、各省間の意見調整を急ぐことになつた、こういうことで、予想されること、輸銀への外貨預託方式を中心とする外貨の長期活用策、輸出の抑制と輸入の拡大、景気対策、こういうことを検討をされると、その中で大蔵省によると、外貨活用策の中身は、輸銀へ外貨を預託し、これを商社、メーカーに直接貸し出すことによつて外貨減らしに役立てようというものである。それから、次に世銀債、米国の中長期債の大量購入

なども大蔵などでは考えている、こういうようなことが出ていますので私は聞いています。ですが、いかがですか。もう少し質問者の気持ちになつてお答えを願ひたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 輸銀に預託するといふことによつて、一部いわれてはいる外貨の活用というようにないことが、実際に可能になりはしないかという点についての検討をいたしておることは事実でございます。で、なぜ輸銀の問題が出てきたかと申しますと、要するに、この公的資産の直接貸しを、特定の業界にするといふようなことは、これは妥当でございせんので、そういうことはしないといふことを前提の、いろいろな方法をいま検討しているといふことでございまして、したがって、一定の結論は近いうちに出ると思ひますが、そういうことをきめたからといって、これがその道を開いたからといって、そういう方向で急速にこれが活用されるかどうかといふことは、これは別問題だと思つています。現に原材料をこの際非常に買いたい、そうしたら、一つの、買うことによつて活用ができるのじやないかといふようなことがいわれておりますが、何をそれでは買つたらいいかという対象を一つ一つ見てみますといふと、実際にいいていま当面これをたたく準備しておきたいといふようなものも、これはございせんし、将来出てくるかもしれないが、いま当面必要に迫られていふような対象はございせんので、したがって、いまいままで活用されている方法をどんどん進めていけば、ちつとも当面は支障はないだろうと私は考えております。で、そういう問題について、たとえば対外援助につきましても、基金と輸銀の機能の調整の問題、こういうようなものは当然必要でございまして、そういう問題についての調整、改善といふような問題についても、これはいまあわせて検討しておりますので、結論も一緒に出てくる問題であらうと思つております。

○中尾展義君 いま一つ、世銀債あるいは米国の中長期債の大量購入、こういうことは……

○国務大臣(水田三喜男君) これはいまの短期運用をしておるよりも、中期債、長期債の運用をするほうが、はるかに収益的でございすので、これは当然一定の流動性を確保した量だけ確保しておきますなら、できるだけそのほかは中期債、長期債で運用していくことは好ましいことでございまして、また先般も世銀債に応募しましたが、一十億円世銀に貸し付けをするといふことによつて、三億以上の外貨はこれは使用されることになりましたので、そういうような活用のしかたも当然していいんじゃないか、いろんな方法がございまして、それをいまこれから実行しよう、現に実行しつつあるといふことでございす。

○中尾展義君 どうも答弁がよからなかつた。いまのそれでは輸銀に外貨を預託するこの制度につきましては、大蔵大臣としてはどうなんですか、これ。

○国務大臣(水田三喜男君) 輸銀に預託して、輸銀が業者に外貨を貸すのじやなくて、資金を貸すという方法で、輸銀に預託することによつて、活用する方法はあると思ひますので、これはさらに検討したいと思ひます。

○渡辺武君 最初に伺ひたいのは、沖縄振興開発金融公庫の資本金です。これのつまり政府出資の割合と、それから現地の公的金融機関の出資の割合、これはどんなふうになつておりますか。

○政府委員(岡田純夫君) 先ほど副長官から言われましたように、まだ概算でないと数字申し上げるところまでいっておりません。と申しますのは、固定資産、引き継ぎ資産の評価等、引き継ぎ時点でのいたすことになつております。したがひまして、六月ごろまで時間がかかるというふうなことがございす。総資産は二百四十二億というふうに見込んでおります。そのうち三十億は政府の出資金といふことになつております。あとは引き継ぎ資産といふことにならうかと思ひます。その中で、引き継ぎ資産の内訳につきましては、琉球開発金融公社の関係百七十三億と、これは対策

庁のほうといたしましては、一九七〇年度現在の帳簿価額から推計いたしたものでございますので、当然動いてまいります。そういうふうな予測、予測と申しますとなんでもございですが、積み上げに基づいておるものでございます。それから大衆金融公庫の關係が十九億、それからその他が琉球政府の五特会等でございます、三者合わせまして二百十二億というふうに見込んであるわけでございます。

○渡辺武君　そうしますと、いまのところわかっている範囲内でも、公庫の資本金二百四十二億五千五百万円ばかりの中で、政府の出資金が三十億円ということですから、パーセンテージにしますと二・四%ぐらいが政府の出資金の分ということになっている。あとは現地の公的金融機関の出資金分八七・六%、こういうことになるかと思うんですね。これはほとんど現地の公的金融機関の分であつていられるということになるかと思ひます。で、これが国の金融機関になるわけですから、これでは現地の金融機関の財産をいけば国が強奪する、一言で言へばです、単純明快に言へば強奪、略奪するということになるかと思ひますが、どうですか、それは。

○政府委員(砂田重民君)　いま総務部長からお答えをいたしましたけれども、資本金二百四十二億、引き継ぎ分とそれから日本政府の今回の三十億の出資金を合せて二百四十二億、いずれも引き継ぎ分につきましては、沖縄県の方々の御苦労の蓄積であることは間違いありません。私もさように考えております。ただ、いま先生のおっしゃるような御議論をなさるとするならば、琉球開きの百七十数億というものは、これは日本政府がアメリカ政府に対して支払うもの、それだからといって、沖縄県民のものでないということをおっしゃるのではないのでございませうけれども、やはり県民の御苦労のたまものであるものに、政府の努力をそれに上積みをして、もっぱら沖縄県民の方々にのみ融資をしていく、今回の資本構成、このように御理解をいただきたいと思ひます。

○渡辺武君　あなた自身も沖縄の方々の苦労のたまものだとおっしゃることを言っておられる。これが真実だと思ふんですね。かりにこの金が全部沖縄の県民のために使われると、かりにしても、しかしながら、やはり所有権はこの沖縄の県民にあるべきものなんですね。いま言われた琉球開発金融公社ですね、これは政府が出したというけれども、金出したことそのものが、これは県民の納得できないところですよ。当然これは無償で沖縄県に渡せというのが、この県民の從來からの要求です、これは私は正論だと思ふ。というのは、残された公社の財産というのは、これは県民の、あなた自身も言っているように、粒々として蓄積した汗と血の結晶ですよ、これは。それは政府が、出さなくてもいい金出して、そして屈辱的に、これをいわば買い取るというふうなものなんでしょう。ですから、私はやっぱり、これは事実上の、これは国の手による略奪だと思ふ。一体こういうふうな前例がありますか。県の財産あるいはまた県民の財産となるべきものを、国のものにしてしまふ、前例ありますか。またどういう法的根拠があるんでしょうか。その点を伺いたい。

○政府委員(砂田重民君)　渡辺先生御議論でございますけれども、私も、これは国が略奪したなどという考え方は毛頭ございせん。冒頭申し上げましたように、公庫が引き継ぎます現地の資産というものは、やはりこれは沖縄県民の長年の間の粒々辛辛の御苦労の蓄積でございます。ただ、本土政府も財政援助等を通じて御援助をしてまいりましたことも、それも事実でございます。ただいま琉球開金を日本政府が引き継ぎますのに、アメリカに金を払ったことについて、これは先生と私も考え方を異にいたします。これはもうこの場の議論はいたしたくない点でございますけれども、そういったものをあわせて日本政府がこれを略奪をしたということではなくて、そういう沖縄県民の御苦労のたまもの、蓄積を、やはり日本政府がこれに上のせをして沖縄県民のこれからの発展のために、もっぱら沖縄県民にのみこの融資

の金に役立てていこうということで、沖縄振興開発金融公庫というものの性格も、その内容も、琉球政府と十分に理解を合した上でこういう方針をとったことは御理解をいただきたいと思ひます。

○渡辺武君　その理解ができないから伺っているんですよ。法的根拠はあるのかというのです。県の財産です、これを国のものにしてしまふ。どういう法的根拠があるんです。また前例ありますか。

○政府委員(砂田重民君)　どうもたいへんむずかしい御議論でございますけれども、県の財産ともまた法的には申せない。そういうふうには私もこの性格を考えます。

○渡辺武君　その理由、どこにあります、県の財産ではないという理由。

○政府委員(長岡寛君)　直接のお答えになるかどうか存じませんが、ただいま御審議をいただいております公庫法の附則の四条で「公庫の成立の際、現に琉球開発金融公社の有する権利義務で、協定に基づいて政府が引き継ぐこととなるもの、」それから「大衆金融公庫の有する権利義務及び琉球政府の産業開発資金融通特別会計、」その他のいろいろ「特別会計に属する権利義務は、政令で定めるものを除き、その時において公庫が承継する。」という規定を設けておまして、この規定に基づいて、いま御指摘になりました各公社なり特別会計なりの権利義務が公庫に承継されるということになるのだと思ひます。

○渡辺武君　だから、問題だと言っているのですよ。そうでしょう。この法律で県の財産を取ることになっている。そうでしょう。ほかの法律でそういうことを許容する法律があるかということをお伺いしている。それが一つ、いま県の財産でないと言ったけれども、どういう理由で県の財産でないのか、その点もあわせておっしゃっていただきたい。

○政府委員(岡田純夫君)　琉球開発金融公社の性格だけ、御承知と思ひますが申し上げておきたい

と思ひますけれども、これは民政府の補助機関であるということ、それから高等弁務官布令第二十五号、要するに布令に基づいて設立されたものであるということ、そういったようなことから、私もとしてはそのように解釈いたしております。

○渡辺武君　百歩譲って、この琉球開発金融公社の問題、いずれまた議論したいのですが、きょうは時間がないので別として、大衆金融公庫及び現在の琉球政府の五つの特別会計、これは県の財産じゃないんですか、どうですか。

○政府委員(岡田純夫君)　大衆公庫は、琉球政府の公法上の法人ということになっておりまして、その余の特別会計、もちろん琉球政府の会計でございますが、そのまますばり琉球政府のいわば一部ということになります。

○渡辺武君　そういう性格のものなんですよ。つまり県の財産を、一片の法律でもって国のものにしてしまふということができませんか。ほかの法律でそういう点を許容している例がありますか、前例ありますか、どうですか。

○政府委員(砂田重民君)　戦争によって施政権をアメリカに取られたと申しますか、そういう沖縄が返ってくるという、こういうこと自体に前例がないのでございませう。したがって、先ほど、県の財産でないという私のことが足りませんことはおわびをいたしますけれども、総務部長からお答えいたしましたように、琉球政府の機関、これは琉球政府というものは、性格的にいいますと、国の性格もあわせ持つものでございませう。そういったものを、前例のないことではありますけれども、沖縄県民に最も適切に、沖縄県の振興のために使つていただく融資の道をどういう形のものでやつていくかということについては、私もいろいろ考えました末、琉球政府とも当然御相談をしてみたいわけでございますけれども、この特殊法人たる琉球公社を、こういう形で役立てていくのが沖縄県の皆さん方にとつても一番いいことではないか、私もこれが一番いいことではないかと、この公庫の設立を考えたわけでございます。

○渡辺武君 これは重大問題ですよ。いままでも民族の占領下で塗炭の苦しみを経ている沖縄の人たちの、その汗とあぶらの結晶が、これが琉球開発金融公社の財産でもあるし、あなた自身も認めているとおりなんです。大衆金融公社もよりのこと、琉球政府の五特会の財産もよりのことですよ。それが復帰する。占領ではない。まるで日本の軍隊が出かけていって、占領して略奪していることと同じことをやっている。けしからんですよ。私はこの問題は重大問題だから、時間があればもっと追及したいと思えますけれども、次の機会に譲りまして、いまおっしゃった県民のために使いたいという議論、これもけしからぬと思うのです。これが全部県民のために役立つというように、かりにしても、何でもこれを国のものにしてしまおうのですか。沖縄県民も、琉球政府も、当初はこの琉球開発金融公社は、これは県のものにしてほしい、県民のものにしてほしいというのが一貫した要求だった。それをあなた方が、国のものに取ってしまった。いままでも、この五つの特別会計も、それからまた大衆金融公社も、琉球開発金融公社もそうです、一応現地の金融機関であればこそ、十分——不十分ではあるけれども、曲がりなりにも県民の要望にこたえたような融資制度をとって、いままでもやってきた、その苦しい中で、県の財産になり、県営の金融機関になって初めて、よりよく県民のためにこれを運営することができたのです。それに政府がお金を出して援助するというなら話はわかる。ところが、八〇％近くは県民の財産、これを国が召し上げておいて、そうしてわずかに、十何％程度の出資金をやって、これから国の手でもって料理しよう、こういうのでしよう。これは略奪ですよ。しかも私は、次の機会の質問の中で明らかにしたいと思うのですけれども、これが県民のために役に立たない。むしろ本土進出の大企業、あるいはまた沖縄にあるガルフ、その他の沖縄の大企業、このために役立つ金融機関です。これはたいへんなことですよ。時間がきたから

これでやめておきますけれども、大蔵大臣、せっかくおいでになって一つも伺わないでお気の毒な、こういう性格の、法にも基づかない不当なことをやるうとして。こういうことはおやめになって、県民の財産が八〇％近くも占めているこの金融機関、これは県営に移すべきだと思いますが、その点どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 沖縄が内地に復帰すれば、すべて本土並みの行政をするというのが一応のたてまえでございします。そういたしますと、沖縄県民のために、いま内地にあるいろいろな機関、開発銀行、国民金融公庫、住宅公庫、中小企業公庫、医療公庫、環境衛生公庫といういろいろな国営の機関が内地並みに、それぞれ沖縄県民のために機能を果たしても、これはいいことだと思ふのですが、しかし、沖縄の地獄的、いろいろな経済的、社会的な従来の特殊性を考えましたら、これをばらばらにするよりも、やはり効率的な国の一元行政としてやったほうが、沖縄の県民のためになるというところが一つ、かたがた現存する沖縄の公庫、公社、特別会計といういろいろなものをどうするかというような措置を考えてみましたら、これを土台にして、こういう特殊な法人をつくるのが、復帰に際する処置として最も適切だということに落ちついて、こういう法人の設立になったということでございます。したがって、これを中心にして、今後必要な国からの出資も行なわれるでしょうし、政策金融が行なわれる以上は、いろいろの採算を考えなければなりませんし、そうなりますと、やはり無利子の資金というものが必要になる。そういうことでは、国が今後協力しなければならぬ問題でございますので、今後の姿は、いま言ったような、あなたの言った略奪ですか、そういうような姿になるかどうかはわかりませんが、こういう形で出資することが結局、沖縄の開発のために最も力強い機能を発揮できる機関になるということ、こういうものができたわけですから、私は、これを県営というふうなことにすることのほうが、沖縄にとっては将来のために望みあるものとは私は考えません。ただし、さつきから言われておりますように、沖縄県民のためにこれは特別に貢献する機関でございますから、その運営は沖縄の県民の意思に基づいて運営することが好ましいということから、協議会をつくって、ほとんど沖縄の人が過半数の協議会をつくって、その意思によって、この公庫の運営が行なわれるというふうなことで調和がとられるなら、私は県営よりも、国が総合的に一元運営をするというこのほうがいいと考えております。

○喜屋武眞榮君 最後で。

まあ時間が十五分しかいただけじゃないので、私、たいへんと思っております。そこで一言一句を大事にしたいと思ひまして、ここにまとめてございします。まずお願いしたいことは、ぜひ大蔵大臣の見解をお答え願って、ひとつ沖縄にいま一ぱい、不満と不安と、本土政府に対する不信感が秒刻みで復帰まで一ぱいあるというこれは御承知だと思います。そういうことに對して、きょうの御答弁によって少しでもその不満も不信も不安も解消していただきたい、こういう願いをこめて私は三つの問題にしばって申し上げたいと思ひます。そこで、庁関係も一応ありますけれども、これはあとに譲りまして、きょうはきわめて短い時間の質問でございますのでそのようにお願いしたいと思ひます。

次に、これまで論じられた問題で、ほとんど沖縄に關連した問題でありますので、率直に申し上げて、もし私がここで発言の機会が許されるならば、政府の答弁に対して、あらゆる苦難をなめつくれた現地沖縄の者からしますと、実情はこうです。こういうことでわかむかすものが一ぱいあるのです。そのようなことをいまひしひしと感じながら立ておるといふことを理解していただきたい。

そこで、五月十五日、国をあげての喜びだといっておられる、これはりっぱだと思ひます。県民への恩恵ではなく償いである、これもりっぱだ

と思ひます。そうして沖縄の将来についての長期的な展望を明らかにし、県民が喜んで復帰の日を迎え得るような体制を早急に整えることが、政府に課せられた最大の義務である、こううたい上げられておる。まことにその姿勢やよろしい。ところが、残念ながら沖縄の現状というものは、全くこのことからはらで、不満と不安と疑惑が累積しつつある。あたかく迎えるということは一体どういふことなんだろう、不利益を与えないということはどういふことだろうか、こういった疑問、不満、不安が累積しつつあるということなんです。その裏づけとして、第一に円とドルの交換について、円とドルの交換の問題はもういやというほど衆参両院で論じ尽くされてまいりました、たびたび。で、大蔵大臣は、それに対して一貫して、まあがんとしてと申しますか、去年の十月九日のあの現金確認以外は、三百六十円レートの交換は困難である——いわゆる否定的立場に立っておられるわけなんです。ところが、そうだからといってあきらめるわけにはいきません、現地の者は。ところで、私はここで地元の県民の側から毎日のように広がつてくる、突き上がってくる要求の、二の例を具体的に、御承知と思ひます。たとえば教職員共済組合——いわゆるあの十月九日の時点で確認された以外の、当然これは自主的な個人の預貯金に値する性質のものである、こういうものが、たとえば一例、沖縄教職員共済会の一例をとりますと、五億六千万円、約六億の不利益があるというのを、ここに資料がございします。次に退職公務員、いわゆる一生公務に心身をすり減らして、そして退職したその退職金、この退職金の円・ドルの換算についての落ち込みですね。まことに路だりけたり。この不利益を一体どう考えておられるか。しかもこの退職公務員は納税の義務は一日も猶予しない。ところが、国民の権利としての退職金の支給は七月ないしは八月もおくれている。はなはだしきは一年近くもその退職金の支給がおくれている。これからくるところの利子の差損です

と。これはたいへんなことですよ。時間がきたから

ね。さらにドル・ショックからくるところの差損。一例を申し上げますと、ここに資料がございます。年金支給額の円との換算落ち込み、退職年金約二十四億、それから減額退職年金約六百万円、それから遺族年金約一億ですね。ざっと大づかみで二十五億の落ち込みが出ておることは御承知でしょう。今度は年金平均支給額で退職年金が約七千万円、これも減額退職年金あるいは遺族年金合わせて約十一万ですね。このように具体的に数字的に出ておる。これに対して一体今日まで大蔵大臣がもとめて政府の立場を表明しておられる。このことと、この具体的な事例だけをひとつ――まさに深刻であると、単なる酌量的なものではない、具体的な問題。これに対してどう考えておられるか、これを伺いたい。そして今後どのように対処したいこうと考えておられるか、これを伺いたい。これは大臣に、時間が借しゅうございしますから、大臣にお願いしまして。

○政府委員(前田多良夫君) この一ドル三百六十円で即時に通貨交換をしてほしいという県民の方々の強い御要請につきましては、前々から承知しておりましたわけでございますが、一ドル三百六十円による交換ということにつきましては、これは投機ドル等の関係がございましてこれはできない。しかしながら、それではあまりにも沖縄の方々に酷ではないか、長い間御苦労を重ねて、ようやく本土に復帰されるにあたりまして、やはり御苦労さんでございましたという気持ちであらわさなければいけないという趣旨で、個人の手持ちの現金及び純資産――通貨性純資産につきましては、この十月八日に確認措置を琉球政府の手で行なうたわけでございます。この措置につきましては、ただいま御指摘のようないろいろの御要望、強い御要望をたびたびいただいておりますということも事実でございます。しかしこれはやはり一ドル三百六十円に交換ができないための改善の措置ということでございます。やはりそこにはどうしても一ドル三百六十円に交換することに比べれば、たいへん不十分な点はあることはやむを得ないところ

ではないか、そういう趣旨から、しかも、このような給付金の支給措置と申しますものは、相当思い切ったとった措置であって、まあ琉球政府との間で数次の交渉を重ねまして、非常な思い切った措置である、こういう観点からいたしまして、いま御指摘のような点につきましては、やはりこの個人の金を離れておる金であるという観点からいたしまして、この給付金の支給からはずされておるわけでございますが、その点につきましては、やはり改善の措置であるという観点からやむを得ないものと私たちは考えているわけでございまして、どうかひとつそういう本土政府の意のあるところをおくみ取り願ひまして、御不満はあるかと思ひますけれども、御了承のほどをお願いしたいと思ひます。

○喜屋武眞榮君 この問題一つとらえても、これは時間を尽くしたいと思ひますが、ただここで問題を投げかけておきたいことは、今後どういう処置をとられるかということですね。いままでの皆さんの御苦労をわからぬわけではない、だからけっこうでございましてというわけには現地からの者としては言えない。今後これに対してどう対処されるつもりかということとをひとつちゃんとしてみたい。それに時間をかけますと次に質問ができなくなりますので――

それで戦後二十七年の間に、五回通貨の切りかえがあったということなんです。日円からB円に過去にもいった例があつて、やろうとすればできた例がある。ところが今度なぜできなかったかというところに、そこに問題がある。困難と不可能とすりかえがあるということをはつきり指摘をしておきたいと思ひます。

第二は、先ほど来問題になっております沖縄金融公庫法案に関連を、いわゆる去る四月十四日ですが、衆議院で可決された法案の附帯決議との関連においてお尋ねしたいんですが、その運営について沖縄県民の声をどう反映するか、こういうことが問題だと思うわけなんです。衆議院のこの附帯決議の二項、この点を触れておられる。と

ところが、この琉球政府の建議書には、もっと具体的に九四ページにちゃんとございすね。具体的に要望として出ております。すなわち結論申し上げますと、民主的な運営、県民側の利益に立つという運営をしていくためには、どうしても委員の過半数は現地側から入れてほしいというのが、ちゃんと県民の総意としてうたわれておる。こういうことに対して大蔵大臣は、この趣意書、建議書を、具体的に建議書の内容を織り込んだ、いわゆる附帯決議の第二項を実施する、忠実にこれを守っていくかという意思があるのかどうか、これが一つ。

また要望は、審議会ということですが、これが協議会にすりかえられたわけでありまして、法制定のものではない。そこにも今後これが軽視されて、無視されていく心配があるのではないかとこの懸念があるわけなんです。その二つについてひとつお答え願ひたい。

○政府委員(砂田重民君) 私からお答えをいたします。

衆議院の大蔵委員会での法案が成立をいたしますときに、採決いたしますときの附帯決議のいま喜屋武先生がおっしゃいました沖縄県民の気持ちに反映する。この問題には、私どもは当然沿つていかなければならぬものでございす。ただいまおっしゃいましたように、この公庫運営のための協議会をつくりまして、協議会の委員は、沖縄の方々の過半数を占めていただく、沖縄振興開発のための審議会の構成と同じように、沖縄現地のの方々をもつて協議会の過半数を占めていただく、そういうことによつて、公庫運営が、沖縄県民の声を正確に反映して、運営ができるように、そのように心がけていく決意をしております。

○委員長(前田佳都男君) 大蔵大臣、何か外交関係の御用があるように承っておりますが、時間がないでしよう。よろしゅうございすか。

○国務大臣(水田三喜男君) 人を待たしてあるんですが――

○喜屋武眞榮君 これで終わりますから――。最後に附帯決議の四項と関連した質問になると思ひますが、円経済移行に伴つて、特に沖縄における復興不安は、中小企業の方々が最も強いというのを御承知だと思ひますが、その転廃業等についての補償措置について、新聞報道等によりまして、政府に手直しをしてもらつて、例の八十三億のことも承知いたしておりますが、そのことと関連しますが、昭和四十七年度の事業計画には、そのことが具体的に明示されておられない。このことについては、一体どのようにこれを實現しようとしておられるのであるか、どういふ措置をとらうとしておられるのであるか、その資金は一体どこからどういふふうにして捻出されるのか、そのことを明らかにしていただきたい。

○政府委員(砂田重民君) いまお話を八十億の融資の問題でありますけれども、これは予算の中に含めて、事業計画の決定をいたしました後におきまして、衆議院の大蔵委員会の席上で、沖縄の中小零細企業の場合に働いておられる方々の、三百六十円貸金支払い可能なような経済活動を、中小零細企業にも確保するべきである、そういう御意向を受けて、私どもはとる決意をいたしました一つの融資の道でございます。したがしまして、事業計画の中には入っておりますけれども、幸いにこの公庫は、予算書の中に書かれておりますところの金庫、公庫等の財投の金の弾力条項の対象に沖縄金融公庫がなりますので、財政投融資の金にここに八十億入れて、六分五厘で借りるわけでありまして、三分五厘でお貸しをして使つていただく、こういうふうなきめたわけでございす。金利の逆ざやにつきましては、後年度負担を財政当局から公庫にいただくとした。これも話がきまつております。したがしまして、事業計画の中にはございせんけれども、衆議院の大蔵委員会の席で、総務長官、大蔵大臣がこういうふうに行いたしますというのを国会の中で明確にお約束をした、それに基つて実行していくことにいたしております。

○喜屋武眞榮君 せっかくいままで大蔵大臣お待ち願つておられますので、いまのお答えに関連しまして、せっかくこういう御配慮をいただいたておる中で、今度は具体的に基地の特免業者でですね、その融資金に対する強烈的な要望があるわけなんです、転業資金六億、それから施設内の補償額としての七千三百ですね、こういう具体的な要望が出ております。これも含めてひとつ十分に配慮してもらいたい、こういうことが切実な問題としてあるわけですが、このことも含めて、最後に大蔵大臣の、いままで私がお尋ねした全体に対する御所見を承りまして終わりたいと思います。

○国務大臣(水田三喜男君) 八十億の融資は、ただいま官房副長官が言われたとおりでございます。いま言われたのは、またそれぞれの項目の中でそのとおりいておりますので、そういう点は沖縄の御意向に沿って実現するようにしたいと思います。

○委員長(前田佳都男君) 午後二時三十分から再開することとし、暫時休憩いたします。
午後一時四十九分休憩

午後二時五十五分開会

○委員長(前田佳都男君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。
休憩前に引き続き沖縄振興開発金融公庫法案を議題といたします。質疑のある方は順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 最初に、この前ちょっと触れておったんでありますけれども、外国権益の保護問題について若干お伺いしたいと思います。

○説明員(橋正忠君) 先生御存じのとおり、いわゆる愛知書簡で述べられておりますことは、沖縄にある、主として米系の私企業に関する問題でございます。復帰後の沖縄というのは、本土と全く同様でございますので、日米間に開きましては、御案内のとおり日米の通商航海条約というものがございまして、したがって、基本的にはその日米通商航海条約によつて、企業あるいはその他の私企業の活動というものが基本的にはその他の米企業の活動というものと置きまして、きまらぬわけでございます。ただ沖縄におきましては、戦後長きにわたつて米系を主とした私企業が事業を継続しておりました。そして彼らも復帰後の時点において、日本の法令のもとに置かれ、日米通商航海条約のもとに置かれるという状態になる。それがどういふ状態になるであろうかという一種の不安といふ不安、不安なといふ不安はないという状況がございました。かたがた沖縄にありましてそういう米系の企業については、沖縄の経済にもそれ相応の寄与もしておつたわけでございます。したがって、復帰の時点において従来適法に行なつていた事業といふものを、基本的には継続して認めていくべきであらうというところが、基本的な考えでございます。したがって、個々の企業について、いろいろ国内の法令等によつて、多少の調整を要する場合もあるかもしれない、そういうようなことにつきましても、日本側の、日本政府側としてどういふ扱いをするつもりでございます。こういう基本的な方針を、そういう米系の企業の連中にも周知する、米国の政府を通じて周知せしめるといったような趣旨から、政府の方針として、これを愛知書簡の形をもって米側に通知をしたというところでございます。いわゆる協定その他のような法的な合意文書というものは、そういう点で趣旨を異にしておるところがございまして、そういうわけで、これは協定とは全く別個の、もっぱら日本政府の方針を向こうへ通知をするという意味で、愛知書簡、当時の外務大臣からの書簡という形式をとつた次第でございます。

○説明員(橋正忠君) 先生御存じのとおり、い

またしたいわゆる佐藤・ニクソン共同声明のときにおいても、沖縄の企業についてどうするかということをお話し合つていこうではないかということはお記載されてございまして、それに基づいて、日本政府としての、沖縄にある米系企業の取り扱いについての復帰後の方針というものを、もっぱらわが方から一方的に表明をしたという形になっております。

○戸田菊雄君 参事官、私はそういう条約上の解釈を聞いていゝるのではなくて、本来外国の権益保護問題というのは、重要な問題であるから、本来ならこの本協定に入れるべき筋合いのものではないか、こういうことを聞いたんだけれども、必ずしもこういふような回答でなかったんです。結局今回の資料でも、いまだきまつたけれども、「沖縄における業種別の外資導入免許件数」その他三、四部だけだいておられますけれども、この内容を見ましても、結果的には佐藤・ニクソン会談が一九六九年の十一月にアメリカで行なわれ、その前にすでに沖縄の米人商工会議所のA・シブリー会長、これがアメリカの沖縄に対するところの今後の外資等の問題について、約八項目の具体的な内容要請といふものをニクソンにやつていたんですね。そういう権益の非常に重要な問題がそのまゝ結果的には生かされていった。いわばこの愛知書簡になまつしをされて、形はマイヤー駐日大使と種々相談をしたということになつていけるけれども、結果はそうじゃないんですね。もうアメリカのいわゆる商工会議所の会長が要請したとおりになつておる。だからこういうことになれば、今回の返還に対する権益保護問題一つ取つて見ても、私はアメリカの言うとおりにやないかと思ふんですね。だから、今後少なくとも沖縄を本格的に地域住民本位に、あるいは社会福祉重点に、そういう形において開発をしていくということになれば、相当私は障害を来すと思ふ。そういう見解についてはどういふ解釈を持っておりますか。

○説明員(橋正忠君) 沖縄の復帰に至ります過程

において、沖縄にある米系の企業が、復帰後の状況について、自分たちの本国政府であるアメリカ政府に対して、いろいろ希望を申し述べたということはおつたとも聞いております。ただ、それはそれといたしまして、日本側といたしましての判断としては、沖縄における米系の企業というものは、戦後長きにわたつて、いわば適法に、合法的に私企業としては事業をやつてきておる。それから沖縄の経済発展にもそれ相応の貢献もしておつた面もある。したがって、復帰の時点においてとたんに、そういうふうな合法的にやつておつた事業が、急にできなくなるといふもの、これも公平の見地からいつても、日本政府として考慮してやらねばなるまい。かたがたもちろん復帰後の沖縄経済の発展というものも考慮いたしまして、それに貢献するような形で、沖縄の米系を主とした外国企業といふものが、引き続き事業ができるようにといふふうな考慮をいたしまして、米側との合意といふ文書ではなく、日本側の、政府としての意思と方針というものを取りまゝとめて米側に通知をしたということが、この愛知書簡の趣旨でございます。

○戸田菊雄君 結局この商工会議所会長は、どういふことを政府に要請したかといふと、具体的に、御存じかもしれませんが、一つは、返還前の所得に対する週及課税の免除、税金の免除ですね。それからもう一つは、民政府による投資認可の継続。それから、沖縄に働く日本人以外の第三国人の身分の保障。それから、沖縄県有地の借地権の存続まで要請しているのですよ。さらに、沖縄県の企業の本土への自由進出。それから沖縄でのドル資産、これの本国への送金等の移動の自由。弁護士、医師などの資格保障。それから、数量割当など輸入制限措置の適用免除。だから、今後考えられる経済行動に関する各般の部門が、一切この会長からすでにニクソン・佐藤会談以前にもう出されて、そしていま復帰の内容を見ますと、大体これが全面的に認められてい

る。経済関係の諸行動については愛知書簡で示されるとおり、それを裏書きして、確認して送つた

という程度ですね。だから、そういう面については、今後開発される沖縄の地場産業や、そういった問題いろいろありますけれども、アメリカの各企業が最優先に取り扱われた。こういう中でほんとうの今後の沖縄の開発というものがうまくできるのかどうか。これはあさって石油等については具体的に触れていきたいと思うのですけれども、そういうところはどうかですか。今後具体的に五月十五日になりますと日本に返ってくるわけですが、そうすると、日本の各種法令に基づいて整理をされますね。あるいは免許の取得についてもやり直ししなければいけない。そういうときに、相当ふるい落とすということはあるわけですね。沖縄の地場産業育成、そういうものを考えながら、あるいは本土の大企業と、沖縄県のいわゆる小企業との対比等から、とてもこれは競争になり得ない、そういう地場産業が一ぱいあるわけですが、そういうものの育成強化を含めて、この問題の取り扱いが法的に一体どうなのか、あるいは愛知書簡からくるこの問題は、自後までそういうものを拘束していかないのかどうか、そういう点については外務省はどういう見解を持っておられますか。

の商業会議所が希望しておったのが全部は必ずしも通っておらない点もございます。これはまあ日本側としての判断から、そういったわけでございます。

います。まずa表が、全体の表でございます。それからb表が、外国の法人なり外国人について取りまとめたものでございます。カッコが米国籍の企業だけを内数として掲げております。それからc表が、本土の企業に対する免許の実績でございます。これらの高等弁務官布令の外資免許によりまして、沖縄で事業活動が許可されているものの復帰後の取り扱いにつきましては、先ほど外務省の橋本参事官からお話がありましたような方針に基づきまして、法律的な手当てをいたしましては、沖縄の復帰に伴う特別措置法九十二条で、六カ月の間に外資法による免許を受けなさいというものが規定されております。逆に申しますと、六カ月の間は従来どおり株式、社債その他を持ち続けてよろしいということになります。その六カ月の間に外資法による所定の免許の手続を取りなさいということに相なっておるわけでござい

どうかということを判断いたしました。その際、つけるべき条件があればそこで条件をつける。たとえば一〇〇%外資で進出しております大きなものにつきましては、たとえば日本法人と一緒に進出したらどうかというようなことも、実際の行政面では考えておるようでございますが、正式には五月十五日の復帰のときから六カ月以内に書類が出てまいりまして、その後の時点において具体的な処理が行なわれる、こういう手順になっております。

〇説明員(橋本正忠君) 沖縄の米系の商業会議所から、先生御指摘のような要望が米国政府に出されておるといことは、米国政府を通じて私どものほうにも間接には伺っております。ただ繰り返しになって恐縮でございますが、日本側としては、先ほど申し上げましたような、いろいろの要素を総合的に判断いたしまして、復帰後における沖縄の経済の発展、一方においてはその要素と、それから大きく言えば、他方においては、いままでも合法的に事業を継続しておった連中というものも、これも復帰だと言ったとたんにやめるといわけにもいかない。そうするのは、また公平でもあるまいという判断から、政府の方針をきめたわけでございます。したがって、その方針の具体的な内容は、愛知書簡に書いてありますとおりでございますが、必ずしもそれが全部、アメリカの沖縄

たえば、沖縄へ新しい事務所をつくるとか、沖縄にあるものが日本の中に事務所をつくるか、において、これはいままでの事業を直ちに継続するというわけでもございせんので、これは別個の許可、認可というような事項であるとか、あるいは自由職業についても特定の要件に合致したものが継続して事業を行なうことが認められる、あるいは各県有地の賃借に対しまして、一応たとえば暫定的に一年間、その間にその後の条件を話し合つてきめていくといったようないろいろの条件がついております。したがって、これらの愛知書簡そのものは、非常に原則的な考え方を持ったものでございまして、今後具体的に復帰以後の賠償あるいは各業法による許可認可ということの具体的な面につきましては、それぞれ関係の各省において御処理いただくことになると思ひますが、基本的な方向としては、その愛知書簡に盛られている方向で、かつそこに条件がついているものは、その条件に合致するようものが認められていくという考えでございます。

〇委員(前田佳都男君) 大蔵省やられますか。〇説明員(村山進君) 法的な関係につきましては、ただいまお答えがございましたとおりでございますが、一応若干補足しておきますと、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律によりまして与えます認可は、外資法の認可という法律構成ではございせん、この法律による認可を受けた場合は、外資法による認可を受けたものと同じように取り扱う、こういうことでございまして、若干補足しておいたほうがよいのではないかと申します。それから株式の取得の認可に際しましては、九十二条の三項におきまして認可をする際には必要な条件を附することができ。またこの条件の中には、事務所の移転等に関する事項も含まれる。こういうふうになっておまして、この申請が出てまいりました際には、個別に、具体的に申しますと、関係各省、たとえば通産省の所管の事業でありましたら通産省と、私どもは総括をいたしておりますので大蔵省にも書類が出てまいりまして、それでそのままの形で認可していいものか

〇戸田菊雄君 ところでいま対策庁から説明がありまして、さらに大蔵省から説明があったんですが、このb表ですね、もっぱら外資関係のものでありますけれども、この計が二百十四件、免許件数ですね。こういうことになっております。これは結局いまの説明によりまして、そのまま自動的に免許は置かえていくわけですね。そういうことになりまして、二百十四件。

〇説明員(橋本正忠君) 沖縄の米系の商業会議所から、先生御指摘のような要望が米国政府に出されておるといことは、米国政府を通じて私どものほうにも間接には伺っております。ただ繰り返しになって恐縮でございますが、日本側としては、先ほど申し上げましたような、いろいろの要素を総合的に判断いたしまして、復帰後における沖縄の経済の発展、一方においてはその要素と、それから大きく言えば、他方においては、いままでも合法的に事業を継続しておった連中というものも、これも復帰だと言ったとたんにやめるといわけにもいかない。そうするのは、また公平でもあるまいという判断から、政府の方針をきめたわけでございます。したがって、その方針の具体的な内容は、愛知書簡に書いてありますとおりでございますが、必ずしもそれが全部、アメリカの沖縄

〇戸田菊雄君 いただいた資料で見ますと、一つは「沖縄における業種別の外資導入免許件数(総括表)」これが一つ。それからもう一つは、同様の「(本土以外企業)」それからもう一つは、「(本土企業)」、こういうことで三分割にした資料いただいたわけですね。これは当然五月十五日になって沖縄が返ってまいりますと、日本のいわゆる外資法に基づいて再免許を交付していくわけですね。その場合に、ほとんどこれは全面的に認めていくんですか、その辺はどうですか。

〇説明員(小原聰君) 資料を取りまとめたのは対策庁の調整部でやりましたので、まず資料の関係について御説明いたしたいと思ひます。きょう御提出いたしました資料は、高等弁務官布令十一号によりまして外資導入の免許の実績の表でござ

〇戸田菊雄君 そうしますと内訳についてちょっと説明していただきたいんですが、二百十四件の企業の所属、国は一体どこですか。

〇委員(長尾退席、理事柴田榮君着席) アメリカが一番多いんでしようけれども、ほか台湾等から進出している企業は幾つかあると聞いているんですが、そういうものも含まれるんですか、この内容に。

○説明員(小原聰君) お答え申し上げます。b表でカッコの数字が米国系の個人ないし法人の数字でございます。カッコ以外といひますか、二百十四件から九十三件を引きましたものが、米国外のその他第三国の個人ないし法人でございます。この中には台湾系の方もおられますし、あるいはフィリピン等の国籍のある方もおられるというところでございます。

○戸田菊雄君 それではいまの外資関係について、大蔵省の見解としては、そのまま免許を置きかえて認めていくというかっこうをとるのですか。しかし愛知書簡というのは、外務省にお伺いしたいんですけれども、これは法律的效果はあくまで持っているんですか。その点についてはどうなのか。

○説明員(橋正忠君) これは厳格な法的な性格から申しますと、日本政府を代表して愛知外務大臣が在京のアメリカ大使に送った書簡ということでございまして、最初申し上げましたように、いわゆる合意条約といったような性質のものではございません。わがほうのもつばら政策の表明ということでございまして、したがって、これに基づきまして、わがほうの政府として法的な措置を要するということになれば、これは先ほど対策庁のほうからも御説明がありましたように、あらためて必要とあれば立法措置をするということで、昨年の沖繩国会等において関係の法令の御審議をお願いしたということでございます。

○戸田菊雄君 どうもはつきりしないですが、結果的に政治取りきめというものでいいんですか、理解は。大蔵省はそのまま当面は外資、免許を与えていくということになるのですか。だけれども、将来の問題として、その書簡があくまでも法的根拠を持つということになれば、これはいろいろな問題について私は支障を来たすのじゃないかと思う。その辺の外務省の愛知書簡に対する見解を明らかにしてもらいたい。単なる政治取りきめという解釈でいいのか、あくまでも法律効果というものを継続していくのかどうか、そういう見解は

どうなんですか。端的にひとつ答えていただきたい。

○説明員(橋正忠君) 繰り返しになって恐縮でございますが、法律的な性格から言へば、日本政府の政策を米側に對して表明をしたという性格の文書でございます。国内的な法的な性格は、所要の場合には、必要な国内法の措置をとってその国内的な法的な効果が出てくるわけでございます。

○戸田菊雄君 法律的に厳密に解釈すれば、いま参事官が言ったようなことになってくるかもしれない。いすれにしても、膨大な外資企業がそのまま免許を受けているわけですか。ことにアメリカは九十何件ですね。こういうことになっているわけですか。これは総務副長官にお伺いするのですけれども、今後沖繩開発というものは、そういうものを前提に置いて開発をしていくということですね。あるいは沖繩に行つてわかるように、非常に濃密な軍事基地も存在をしておる。したがって、まだまだ返還後もアメリカの軍事基地経済というものは、それなりに私は一定の影響を持つてくると思う。そういう中で開発ですから、そういうことの前提に立っているのですか。容易ならざる——私は、今後よほど力を入れない限り、沖繩の開発というものはうまくいかないんじゃないか。そういう理解でいいのでしょうか。

○政府委員(砂田重民君) 愛知書簡に関連してのお尋ねでございますけれども、復帰後は、外資の企業につきましても、当然本土並みということに相なつてくるわけでございます。いま外務省のほうからも答弁がございましたけれども、愛知書簡の内容のその性格につきましても、橋参事官がお答えをいたしましたとおり私も受け取つておりまして、この外資系——すでに沖繩に進出をしてくている布令なり沖繩の法令なりによつて認可をされている外資系企業、これの取り扱いについて、愛知書簡は、日本政府のものの考え方を表明をしたにとどまっていると考えます。したがって、ただいま御審議をいただいております公庫

のことでこれを申し上げるといたしますならば、外資系企業に對して、沖繩の金融公庫がどういう取り扱いをするかということ、細部まできめておりませんけれども、御参考までに、本土におきましては、日本開発銀行は外資五〇%以上であれば、その外資系企業に對しては融資はお断わりをする。外資が五〇%以上入っているものであつても、石油関係のうちの公害防止部分についてはのみしか融資は行なわない。これは当然沖繩公庫でも右へならえをしていくことでございまして、先ほどお答えをいたしましたとおり、沖繩公庫の、少なくとも今年度の事業計画のこの開発銀行関係の融資の計画の中には、外資系企業に融資をする予定を私どもはいたしております。中小企業公庫にいたしましては、医療公庫にいたしましては、国民公庫にいたしましては、きわめて例外的に医療公庫において、本土では外資系と申しますが、日本の医籍に登録されたごくわずかな例外があるだけで、中小公庫も国民公庫も、外資系企業に融資はしておられない。これを沖繩公庫も右へならえをいたしてまいりますので、それが愛知書簡にそむくものであるというふうな考えは私どもは毛頭いたしておりません。愛知書簡というものを、そういう性格のものと考へて、沖繩振興開発のことにつきましても、基本的にはこういう考え方で進めていく決意をいたしております。

○戸田菊雄君 この日本の外資法第一条の目的で明らかでないですけれども、これはあくまでも日本の場合には非自由ですね。沖繩の場合は全くの自由。その根本的な法律の置き方というものが、根本的に食い違つていくわけですね。だから、今後沖繩等についてはそういう態度というものを保持していくのだからと思うのですけれども、そういう考えについてはどうですか。

○政府委員(砂田重民君) 五月十五日からは本土の外資法が、本土と同じようにそのまま沖繩の上にもかぶさるわけでございます。

○戸田菊雄君 それでは、若干具体的な内容についてお伺いしたいんですけれども、さつき説明を受

けたんですが、ちよつとあれしたので説明聞けなかったのですけれども、九十三件のアメリカを除いたほかの主要な国はどういう国でしょうか、その内容をちよつと、五カ国程度でけつこうですかから説明してください。

○説明員(小原聰君) お答え申し上げます。件数としては、国別の集計をちよつといたいたしてございせんが、数の多い国を申し上げますと、中華民国、それから香港、それから一部フィリピン等の国籍の方もおられます。それから特殊なものとしては、たとえばカナダに本社がある出版会社のようなものが沖繩に進出をしてきている事例もあるというふうなことでござい

ます。

○戸田菊雄君 中華民国の存在、そういう国は私は基本的には否定をしているんですけれども、この取り扱いは今後継続してずっとやつていかれるんでしょうか。

○説明員(橋正忠君) 私、御質問の趣旨が必ずしも明確でないのをごいひますけれども、日本の本土におきましては、いま対策庁であげられましたような国々の方が投資しておる件数がたくさんございまして、ほかの国も、ずいぶん投資しておられる方、事業活動を営んでおられる方がたくさんあるわけでございます。そういう面からまいるとしても、復帰後の沖繩においては、本土におけるこうした外国系の企業に對すると同じような扱い方というものが行なわれるというふうな觀念しております。

○戸田菊雄君 福田外務大臣の中華民国に對する態度なんかは再々説明されております。ただ佐藤總理が言っているように、中華民国というものは中国の領土である、こういうところまで一時答弁が出てきたわけですね。今後対中国との外交交渉について相対進展をしていくようなかっこうになつておると思ふですね。政府としても、政府間の接触ぐらゐは当面やりたいという熱意は持っているようです。向こうが受けるか受けないかは別ですよ。だけれど、いすれにしても、きわめて動的なん

ですね。同時に、やはり沖縄等に対する台湾からの企業進出というものについては、全般的な政治状況として私は判断をしなければいけないのじゃないかと思うんですが、これは砂田総務副長官、どういふお考えをお持ちになりますか。

○政府委員(砂田重民君) 復帰後の場合のことは、先ほどお答えいたしましたとおり、現在の本土の外資法がそのまま適用されるわけでございまして、それが台湾からの投資企業等を大蔵省で扱うことになるのだらうと思いますが、やはり本土のたぐいまの外資法のもとに行政判断が行なわれるものと考えます。

○戸田菊雄君 確かに法律上はそういうことになっていくでしょう。ぼくの聞いているのは、政策上政治的にどういふ一判断をしますか、そのことを聞いているわけであって、今後の政策見通しですね。対中国との、北京政府との外交折衝にどんなふうな状況でありまして、それを中華民国として国として承認をしている、一ぺん条約を結んでおられるわけですから、そういうものですか、当然企業進出というものがあつたことは、いままでの現状としては、それは政府のやり方としてはあり得るでしょう。しかし、今後そういうことでいく、そうすると、今後中国との外交打開をやっていくためには、どうしても台湾帰属が問題になるわけですから、そういう場合には一政策、政治的な見通しはどういふふうにお考えですか、そこを聞いています。

○政府委員(砂田重民君) 先ほどからお答えを各担当官がいたしております外資系企業の数、まあこの中に台湾からのものもあるというお答えをしていられるわけでありまして、これは琉球政府並びに民政政府のそれぞれの布令、法律に基づいて現地認可をされた数の実績が先ほどからお答えしている数でございます。今後の、復帰後の台湾からのそういう沖縄に対する投資をどう扱うか、その政策という御質問でございますけれども、どこの国とも仲よくしていこうとしている日本の外交路線からいえば、復帰までの間に、今日

までの間に許可を民政政府なり琉球政府なりがとつてまいりましたその企業というものは、中を実はちよつとお話をいたしますと、なお御理解いたさないやうなところがあると思いますが、たとえば米系企業にいたしまして、ここに九十三件書いてございまして、二つの大企業と考えられる石油関係を除けば、残った九十一件で投資額が一千万ドル。円にこれを直してみても、まさに中小企業と申しますか、零細企業と申しますか、それほど大きな、資金的に力のある企業が入っているわけではない。そういうことから、琉球も、あるいは民政政府も、こういう認可をしてきたのだらうと思います。こういう事態が、復帰後そういう沖縄に対する資本投資を台湾のほうから希望をされてきた場合に、これはそのときそのときの判断で、やはり大蔵省で外資法のもとに、いままでとってきた取り扱い方で、そのときの判断をしていけばいいことではないだらうか。また特に大きな企業からそういう御要望があつたときには、まさに先生がおっしゃるような政策的な議論も当然加味して考えなければならぬことでありまして、いままで沖縄で経験している程度の小さい企業であるならば、それは五月十五日以降は、いままでの外資法の取り扱い方の行政判断でやっていっていいんではないか、そのように考えます。

○戸田菊雄君 現在は「非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法」、こういうものがございまして、その審議会のチェックを受けなければ、土地を自由に買うことはできない、こういうことになっているようでございます。しかし、いま現に復帰を目前にして、たいへんな土地取得が横行しています。このままいって、私はたいへんなことになるんじゃないかと思うんです。一つの例で申し上げます、松浦電器が糸満です。この市の付近に一つの工場用地を八万六千方メートル程度買った。で、当時はその市から買ったときは坪当たり十二ドルくらい。ところが、近辺の土地が暴騰して、値上がりがあるのですね。そういうものが各所に、沖縄全島にあるようです。もちろんこれはいま施政権は日本国としては及んでいないんですから、それをどうのこうのといふことは言えないのですけれども、しかしだいたい本土の各企業も、非琉球人であれば買えないですから、チェックされるのですから、現地の業者と提携して大量に進出している。だから、おそらく復帰後は土地取得の状況というものは、一段とよくなっていくと思うのですけれども、そういう状況の中で、いま復帰を迎えているというふうな状態ですけれども、現在まで大体どの程度そういう審議会を経て土地取得が行なわれているか。その辺の現況についてもしつかれば、これは農林省でしょうか、あるいは総理府でしょうか、お答えいただきたい。

○説明員(小原聰君) 昨年の十一月十一日現在で取りまとめた数字がございまして、この資料は、昨年の沖縄国会の関係資料として提出済みでございますが、これについて若干御紹介をいたしたいと思います。

沖縄における非琉球人による土地の取得につきましては、先生御質問のときに触れられました「非琉球人による土地の恒久的権利の取得を規制する立法」というのがございまして、これは一九六五年の立法でございますが、一九六五年以降昨年の十月初めまでに、国轄別にどのよう土地が取得されているか、件数と面積を申し上げたいと思ひます。米国人による取得が、件数としては五十九件でございます。面積は二百八十九万六千方メートル。それから日本人による取得が、六百六十五件、面積としては八十六万三千千方メートルというのがある。その他で十件、面積的には約五千方メートル程度になっております。全体では件数で二百三十三件、総面積三百七十六万五千方メートルというふうな実績がわかっております。

○戸田菊雄君 確かに、昨年の十一月現在だから若干私の資料と違うのですが、私の資料で、今年の二月末現在これでいきますと、トータルで四百十平方メートルですね。ですからいまあなたが発表されたように、十一月現在では二百八十九万何がし、八十六万何がしですから、ざっと三百七十何万ですね。だからその後四百十平方メートルという、約四カ月間の中で相当数やはり土地取得というものが急速に進められていることだけはわかるような気がするんですね。

そこで問題は、取得の目的ですね。これはわかりましようか。たとえば工場用地、観光関係として幾らかというふうな、そういうふうな使用別ごとの取得内容というものがわかれば教えていただきたいと思います。

○説明員(小原聰君) お答えを申し上げます。この十一月十一日現在の数字でございますが、取得目的別の件数を御説明いたしたいと思います。工場用地の目的で取得した件数が十一件、それから牧場、養鶏場、果樹園等の用地として取得した件数が六件、住宅用地が五十四件、観光施設の用地として取得された事例が四件、それから事務所、店舗等の用地が六件、官庁の施設用地、これは日本政府の関係だと思ひますが、本土政府の関係だと思ひますが、この関係が四件、それから病院、保育園等の用地が八件、その他が百四十件という内訳になっております。面積的には工場用地が一番面積が広くて二百八十四万二千方メートルというふうな実績になっております。

○戸田菊雄君 確かにいま発表になられたような状況だと思ひます。ことに私は見のがし得ないのは、住宅関係です。いま数字的に発表になったようですが五十四件あるわけですね。いま非常に沖縄の皆さんが持ち家方式に対して熱意がある。それは金融関係にもいろいろと影響しているようでありまして、そういうものに対してやばり急速に地価暴騰ということになっていきます。これは結果的には大衆生活の経済圧迫ということになっていかざるを得ないと思ひます。ですから、そういうものを、これは復帰前ですから、どうにもならないといえればそれまでですが、

ども、復帰後直ちにこの土地政策等については、抜本策をとっていく必要があると考えるのですけれども、これは総務副長官どうですか。

○政府委員(砂田重民君) おっしゃるとおりに、私も、実際調査をいたしましたときには、何と申しますか、比較的根拠のはっきりした進出を予定されております。先ほど先生おっしゃいました松下電器が工場用地として取得した土地、こういうような具体的な裏づけのある土地については、明確な調査が上がってくるわけでございますけれども、新聞報道等で伝えられるような、土地騰貴の実態というものがなかなかつかみにくいのが実際の姿でございます。ただ、多分にそのおそれがあることは私も心配をいたしておりますので、琉球政府にもお願いをいたしまして、非琉球人の土地の取得については、これを許さないというような沖繩の法令等を利用していただき、かつまた行政主席は、その土地取得が、琉球経済の最良の利益に適合しなければ許可をしないんだというふうな、そういうこともございまして、厳格にそういう土地の取得についての規制をやつていただいております。さらに復帰後におきましては、琉球政府が公共用地を相当のものを確保していただかなければ公共事業はなかなかうまくまいりません。土地騰貴というものが激しくなつてまいりますと、そういうことを阻害いたしますので、琉球政府の公共用地の先行取得のための地方債をできるだけ早く自治省から沖繩県に持つていただく、さらに土地利用計画というものを明確にできるだけ早くいたしまして、いわゆるゾーニングと申しますか、土地の利用区域というものをできるだけ早く建設省の都市計画法施行に伴つてやつていきたい。さらにもう一つは、現在沖繩には農地法がございせん。復帰と同時に農地法が全面的にかぶるわけでございますから、農地転用というもう一つの歯どめの手だてもわれわれは持つわけでございます。沖繩県と十分意思の疎通をはかりながら、そういった土地騰貴が現実不起こらないようにできるだけの努力をしていき

たい、かように考えております。

○戸田菊雄君 われわれがいま調べた範囲では、私も二回ほど行つてきていますのですけれども、そういった現地調査の状況等を含めまして、どうしてやはり一番値上りのひびのひびの、この海洋博覧会開催、これは一九七五年ですか、これに向けて博覧会を開催するというものになって、その近辺がたいへんな値上がりをしていっているのですね。もう坪当たりいま八百ドルぐらいしているのじゃないかと、こういうことになっております。それからいまさつき申しましたように、糸満の松下工場進出に伴つて、その近辺が百ドル程度になっている。十二ドル程度のものが急速に値上がりをしていっている。復帰と同時に早期にこの土地政策問題については抜本的に政府が打ち出さなければ、全土に対してとにかく土地取得——もちろん農地法が適用されますから、いろいろな角度で歯どめは出てくるだろうと思うのですけれども、それにしても、今後の沖繩を目ざした各般の企業進出が行なわれるわけですから、そういうことになるとするならば、その土台である土地政策について、抜本的な政策を講じていく必要があるのじゃないか。このことをひとつ要望をしておきたいと思うのであります。

それから午前中にもちよつと関連質問でお伺いしたのですけれども、この岡田総務部長に若干の説明を受けたのですが、沖繩の主要銀行ですね、いわゆる琉球、沖繩、中央相互銀行、三行の業態別融資残高、これを見ますと、一九七〇年十月と、それから一九七一年十月、一年後のこの現在の対比関係を見ていきますと、一番膨張しているのが不動産業なんです。で、三行のトータルでいきますと、資料、琉球銀行の金融経済、七二年一月、二月合併号に明快になっておりますけれどもこれをみますと、一九七〇年の十月に、不動産業は八百二十五千ドル、これが割合にして四・四%であったものが、一九七一年十月には、これが二万四千、一万一千ドル、率にして一九五・五%、ものすごい暴騰なんです。だから、こういう状

況になりますと、

〔理事柴田栄君退席、委員長着席〕

前の土地政策を含めて、大量にこの土地取得等に対して、本土ないし外国資本もそうらしいですが、いまお互いに競争激化をしている、こういう状態なんです。その辺の内容について詳しくわかれば、どういった一体不動産業がいま実際やられているのか、この辺の現況についてわかれば説明していただきたい。

○政府委員(岡田純夫君) 不動産業の実態についての手元に資料がございませんので、できるだけ調べまして後刻御返事申し上げたいと思つております。

○戸田菊雄君 それでは十一日でけっこうですから、あとでひとつ説明してください。

それから具体的な問題でひとつお伺いをするのですが、地場産業の今後育成強化等について具体的な問題で一つ質問してまいりたいと思うのです。

いまオリオンビールが現地にございまして、これはそのまま沖繩の純民資本の代表的なものであると考えます。しかしながら、一方日本に存在します麒麟麦酒と比較しますと、これはたいへんな相違だろうと私は思うのです。で、参考までに企業規模の比較において、この麒麟とオリオンの資本、売り上げ高、あるいは税引き利益、あるいは配当、従業員数、一人当たりの売り上げ高、月額平均給与等々の企業規模の内容についてどういふふうになっているか、ひとつ説明をお願いいたします。

それからもう一つは製造費用内訳です。内容としては原材料費あるいは労務費、経費、これは電力と運搬などでけっこうでございます。それから総製造費はどのくらいかかるか。それからシェアが大体沖繩ではオリオンは九十九%を占めておりますけれども今後開放体制をとっていくわけですから、一定の歯どめはやつておりますが、今回の返還内容の中において、税制や金融等いろいろ企業保護のためのチェックはやつておりますが、

しかし、この適用がはずれるまではたして独立できるような態勢にあるのか。聞けば、現地ではたいへんな各企業の合併というものが、金融にしても、あるいは鉄鋼にしても、アルミにしても、そういうものがどんどん促進されている。そういうふうなことでいってしまつと、沖繩の県民自身の純粋資本で、いままで保ってきた企業というものは、総倒れになってしまうのではないかと、そういう気がしてならないのです。ですから、こういうものに対して、具体的にどういった一体対応措置を考えておられるのか、その辺を含めて、通産省から来ておられると思つておりますからお聞かせをお願いいたします。

○説明員(守屋九二夫君) ただいまお話ししたオリオンビールでございますが、オリオンビールは、一九五九年からビールの製造をやっております。もう十年ぐらひになります。資本金は九十万ドル、換算いたしますと二億七千万ぐらひになるかと思つてます。従業員は、一九六九年の事業年度末の数字でございますが、百九十六名。先ほどお話しがありましたように、株主は外国人はほとんどない、外国人は十名ということになっておりますが、株主全体五百四十四名でございます。それから、ほとんど地場の資本であるということが言えるかと思つてます。内地のビールのメーカーといたしましては、四社あるわけでございます。ただいま御指摘の麒麟麦酒は、資本金二百三十億というところで、まあ従業員も多うございまして、非常に効率もよいということでございますが、製造販売数量を麒麟麦酒と比較してみますと、麒麟麦酒は年間百八十万キロリットル、これは最近の数字でございますが、これに對しまして、オリオンビールのほうは一万七千キロリットル、一九七二年事業年度の数字でございます。

それから、沖繩におけるシェアでございますが、これも御指摘のとおり九十九%といふ数字が、輸入ビールは千六百キロリットル程度という数字がございまして、そういうことでただいま申し上げました一万七千キロリットル、島内産のオリオ

ンビールを島内で処理しているという数字になつております。

で、オリオンビールの将来につきましては、このたび特別措置によりまして、五年間、軽減税率で酒税の軽減免除が認められておりますし、また沖繩ではビールの原料であるビール麦、それからホップにつきましては、全部、従来輸入にたよっていたわけでございますが、この輸入の関税は、従来かかっていなかったわけでございます。これにつきましても、復帰後五年間は関税を免除するという措置がとられておりますので、われわれとしましては、この五年の間に地場産業として力をつけていただいて、成長するように、国税庁としても復帰後指導をしていきたい、そういうふうに考えておるわけでございます。

○戸田菊雄君 あとの製造費用等の内訳等については、十一日まででけっこうですから、資料を出していただいてけっこうです。

○説明員(守屋九二夫君) はい。

○戸田菊雄君 いま説明がありましたように、大體、本土に引き直した場合には、オリオンビールはシェアが五%です。五%。確かに酒税関係、税金の軽減、五%年やっておりますけれども、これはビールの原価に置きかえますと、日本の麒麟麦酒の場合百四十円です。オリオンは、これはドルでいっておりますけれども、円に引き直しますと百四十四円で、四円高なんです。いま現地のビール会社は、そういうことですから、この四円を埋めるためにいへんな部内合理化を徹底してやっております。たとえばこの職員数を見ますと、これは補充しているのですが、最近退職があつてもそれは補充しない、各般の合理化を急速に進めて、何とかこの企業保存のためにがんばっているというのが実情なんです。もう少し、何らか、私は、本土復帰に伴って、保護政策をとっていく必要があるのではないかと考えているのですが、これは、五年過ぎで、五年間で立ち直るといふような状況ではないんですね。いま資本の説明がありましたけれども、片一方はもう二

百億近いでしょう、二百三十億ですか、片一方はわずかに二億何千万しかありません。約三億近いものです。だから、こういう大資本と小企業の純粋な県民資産によるところの企業というのは太刀打ちができません。何といたしても、五年の先についてみたら、私は、まさかこの麒麟麦酒くらいまで資本金がふくらんで、増大していくという状態じゃないわけですか。ですから、これは、一つ具体的な例ですけども、そういう状況にあるわけですから、こういうものについて、抜本的に一体どうやっていくのかということが、私は非常に大事だと思つて、通産省としては、全般的な地場産業の育成強化ということを考えておられるのでしようけれども、この具体的な事例に対して、今後税金の免除だけでは私は不足だと思う。もちろん機械設備を更新する場合には、中小企業の機械近代化、こういうものに基づいた融資体制をとられていくことは間違いないです。特別の対策があつていいんじゃないかと思うのでありますけれども、その辺はどうですか。

○説明員(西田彰君) 地場産業の育成につきましては、いま先生御指摘のとおり、いろいろ困難な問題がございます。私も所管いたしておりますのは、地場産業の一般振興対策でございますので、必ずしもビールの例に当てはまるものではございませんけれども、ただいま御指摘になりましたように、中小企業近代化促進法の体系を、この復帰に際しまして沖繩には特別優遇的に適用する法制をとっております。本土で近代化促進法でただいままで政策を強化してまいりました業種が百七十業種ぐらいございますけれども、そのほか、特に沖繩に特殊な地場産業というものを、本土ベースではなくて、沖繩という地域だけで考えて振興対策をどうあるべきかということにつきまして、沖繩振興開発特別措置法の体系におきまして、特別の業種指定を行なつて、地場産業に即した振興をやるような体系をとっております。しかし御指摘がございましたように、やはり本土の大企業の進出というように対抗して、按本

的にやつてまいりましたためには、私どもの考えをいたしましては、何とかいたしまして、沖繩では本土でこの二十年間くらいやつてまいりました中小企業の組織化、共同化ということが進んでおりませんので、私も何とかいたしまして、手始めに、少ない業種、業態ではございますけれども、まとまつて共同行為をやつていただく、それに対しては商工中金を現地に進出させまして、共同化の御援助をするのと、中小企業振興事業団の融資等を通じて、高度化施策の体系の中に、沖繩の中小企業も取り入れられていくように、いろいろいま指導機関を使つて指導に万全を期してまいりたいというのが、とりあえず私どもの考えているところでございます。

○政府委員(砂田重民君) 地場産業を育成してまいりますという政府のかけ声は、オリオンビールを本土の巨大ビール産業に負けさせてしまつたんでは、看板を私どももおろさなければなりません。オリオンビールというのが一つの典型でございますから、オリオンビールという地場産業を一つに経営が成り立つように、いまよりもなお一そう近代化されたオリオンビールとして、現在程度の利益というものを十分確保ができるように、そういう見当をつけて、オリオンビールのことは取り組んでまいりたい。実はオリオンビールのことは地場産業を守るために、本土のビールを、沖繩へも輸入規制をやつたらどうか、輸入禁止をやつたらどうかという考え方も当初ございました。しかしその考え方は、やはり琉球政府あるいは沖繩の商工会議所、決して沖繩の世論の支持を受けることができません。それはやはりオリオンビールはオリオンビールとして、沖繩で御承知のようなシェアを確保して、あれだけオリオンビールの味というものが沖繩になじんでおりますけれども、やはり沖繩でも、本土の麒麟ビールなり何なり、本土のビールを飲みたいという需要者にはこたえてもらいたい、これが琉球政府なり、商工会議所の意見でございます。そこで沖繩の消費者の立場に立つて、本土のビールも飲める

道を講じて、そういう道は開いておきながら、その中でオリオンビールをどういうふうにして守つていったらいいかというものが私たちに与えられた問題であります。そこで先生も御承知のような税の措置、さらにオリオンビールを近代化するための近代化資金の提供、こういうことを考えております。また、昨年から初めてオリオンビールが沖繩で生ビールを始めました。そういったものは沖繩の需要に合つてまいりました。生ビールこそ沖繩ではほとんどオリオンビールの独壇場でございます。復帰のあと、本土の巨大ビール会社が生ビールを沖繩へ持つてまいりますと、輸送手段その他、相当なお金がかかることになりまして、圧倒的に生ビールはオリオンビールが、五年といわず、もっと将来まで沖繩ではほとんどのシェアを確保するだろうという見込みがあつて立つてまいりました。それに加つて、税制上の措置を考えますと、先ほど百四十円というお話がございましたが、本土のビール会社の、これは本土のビールの価格でございますが、本土のビール会社が百四十円のビールに輸送費をかけて沖繩で売つたといふと、オリオンビールはそれよりも二十数円安い価格でオリオンビールを沖繩で売りまして、現在の施設ですら、いままでのオリオンビール株式会社は利益は確保している、こういう確信を、オリオンビール自身の提出してまいりました資料等からも私も自信を持つことができたわけでございます。

そういうことで、ただ一つ残りました問題は、日本の大手のビール会社が百四十円を割るような価格でオリオンビールとのシェア競争を沖繩でいふんだ場合にどうするか、これだけが残つた問題でございます。ちやうど内閣委員会御審議をいただいております沖繩開発庁の現地事務局、総合事務局の中には、公正取引委員会の事務局も置くことになっておりますので、公正取引委員会がそういう担当官を現地事務局に置きまして、この公正取引委員会がもう十五日からさつそく目を

つけて監視をなさねばならないのは、そういう原価を割るような、本土にはない価格で、一つの県だけで巨大資本の会社が商品を持って、現地の中小企業を荒らしつく、そういう独禁法にいうところの不正な競争を、沖縄開発庁の現地事務局の公正取引委員会の事務としてこれが十分排除していかねば、そういうことで、オリオンビールの将来については私も確信を持って、酒税、関税、それに近代化資金の提供、こういうことでオリオンビールは守り切れるという自信を私も持っています。

○戸田菊雄君 まあ非常に総務副長官から自信のある回答をいただいたんですが、しかし、実際はまだ私は不安がある。それはなぜかという点、第一点は、この沖縄開発について沖縄の琉球政府が出した建議書の中に、その基本理念である三つの理念を建議書で政府に要請した。言ってみれば、一つは、県民福祉の向上である、もう一つは、自治権尊重の立場に立ってやってください、それから第三点、平和で豊かな県づくり、いわば住民の参加の中において今後の沖縄開発をやっていくのか、建議書でこの三つの基本理念を要請しているんですね。しかし、いままでの沖縄の開発全体の様子は、中央政府の意向のままで実施されている。その辺に私は非常に不安を感じるものが一つあるんです。

それから、オリオンビールにいうなら、生ビールでいうと確かに成功したことはそのとおりだし、しかし、これは日本の麒麟麦酒とかサッポロにしてもそうなんです。全体が、ビールというものは鮮度が要請されますから、鮮度でいくならば生ビールが一番いいということになっちゃう。だから、生ビールに勢い着目して沖縄の経営者がやっています。これはみごといま当たっていますよ。当たっていますけれども、これは全体、本土資本と競争体制になっていった場合には、本土だってやるわけですね。なかなか、いまそう総務副長官の言われたような——もちろんそれだけではないと思いま

すが——容易でないだろう、そういう気がしてならないんです。ですから、

(委員長退席、理事柴田榮君着席)

そういう問題について十分これはひとつ配慮をいただきたい。これは要望をしておきたいと思

うんです。それから、この十一日にあらためてまたお伺いしますから、きょうは予備質問で、ひとつこの沖縄・北方対策庁から法案の政令関係のものが資料として出されております。その全部を質問するわけにはいきませんから、十九条第一項第三号の政令の内容というものはこういうものかということになります。一ページにございます。この内容を見ますと「宅地の造成等のほか」と、こうなっているんですね。ですから宅地造成に対しても復興開発公庫から貸し出しをいたしますと、予算書の中であるところのありまから、あとで聞いていきますけれども、こういうものは現にいま本土で、この宅地造成等に対する融資関係については、いままでの審議の過程においてひとつブレーキをかけていこうと、こういうことなんです。だから、五月十五日までは日本の本土の各企業は行っていいけれども、十五日返還になれば一斉に乗り出していくわけですから、どうしたって、それは大手メーカー、そういった大企業の不動産会社というものが乗り出していくことは明らかなんです。そういう場合に、そういうところまでめんどろを見ても必要がはたしてあるのかどうか、こういう点が非常に私は疑問を持っています。ですから、そういう問題に対してひとつ説明をいただきたいいというところが第一点なんです。

それからもう一つは、十九条の第一項第四号の政令内容を見ますと、「農林漁業資金の貸付対象者として、農畜水産物の卸売市場開設者等」あるいはその「農業関係整備費」、それから「農林漁業関係施設整備」、こういった項目が羅列されておるんですね。しかし、基本的に今後一体、さっき成瀬委員も指摘をされましたように、農業の振興を、第一次産業に対してはどういう一体姿勢で取

り組んでいくのか。これがわからなければ、私は、こういうことをやって金を出しますぞと言っても、どれだけ一体この第一次産業というものを考えて振興していくのか。ことにこの特産物であるサトウキビ等の問題が直ちに問題になってくると思うんですが、そういった問題に対してどういう考えを持っているのか。

それからもう一つは、医療関係の政令内容、沖縄全島から見れば離島が非常に多いんですね。だから、あとでこの具体的資料をお願いしたいと思うんですが、きょうは厚生省呼んでおりませんが、それはわかりませんがあれですが、無医村地帯が非常に多く、一ぱいあるわけなんです。だから、こういう問題に対しても、これは人命保護、あるいは予防治療、そういうものはやはり大切なのですから、私は、当然厚生保護施設は重点的にとられていかなければいけないだろうと思うんです。ですから、その辺は総務副長官として、一般論でけっこうでございますから、こういう政令内容からくる医療施設その他の充実について、どう

いう一体考えを進めていくのか、この三点について、政令内容について説明をいただきたい。

○政府委員(砂田重民君) それぞれまことに適切な御指摘だと思いますが、宅地造成資金のお話が合ったわけでございますが、ここに書いてありますことは、これはすべて本土の住宅公庫と同じ業務のことを第十九条の第一項第三号で書きあらわしたものでございます。したがって、沖縄におきましては、住宅が本土よりもなお一そう不足をいたしております現状から、やはりこれはもう重要な融資対象と、かように考えております。ただ、お断わりいたしておきますけれども、大手の不動産業者を対象にして考えているのでは毛頭ございませぬ。やはり真実住宅に困っておられる人、それを対象にしていきたい。さらに沖縄県の住宅供給公社の行ないます宅地造成にも、公庫から本土と同じように融資をすることにいたしております。

医療のことでございますが、これまた医療機関がたいへん沖縄では不足をいたしております。本土の過疎県よりもなおひどいような状態になっているものでございますから、特に沖縄の中での——那覇、この中心部ではさほどではありませんが、けれども、沖縄の中での過疎地域と申しますか、離島と申しますか、こういうところにおきましては、本土よりも特段低い金利で医療機関には融資をしていきたい。さらに医療機関が相当高い金を借りて、いま医療業務をやっておられるところがあつたのでありますが、こういうところは、いままでの高い金利で受けておられる融資を、この公庫の融資に借りかえていただく、そういう資金もまた公庫では配慮をいたしまして確保してあるところでございます。いろいろ沖縄国会を通じて、沖縄の国民生活、生活環境改善のための問題が議論されたわけでございますけれども、十分そういうことにも留意をしながら、事業計画というものを立てたつもりであります。

○戸田菊雄君 きょうはこれで終わっておきたいと思うんですが、最後に、沖縄関係予算を見ますと、四十七年度予算で二千二百三億円、こういうことになっております。正確には二千二百三億八千二百万円、こうなっておりますが、これは従来の琉球政府がとってきた予算よりもはるかに大きいことはそのとおりだと私もその点は認める。しかし、こういう大規模投資がこれからやられていくわけですから、そのことによってインフレ体制というものがやはり沖縄に上陸しないか。具体的な物価上昇指数その他ありますが、これはあとで企画庁と通産にただしていきたいと思うんですが、そういう問題について総務副長官はどういうふうに基本的な考えとして考えられるか。その辺をひとつお聞かせ願ってきょうは終わりたいと思

います。

○政府委員(砂田重民君) 公共事業等に大量の金

わけでございますから、物資の流通というものは、いままでのような窮屈ではありません。需給の関係から起る悪性インフレ現象というものはおそく起るこたないであらう、また労働力逼迫による賃金の要因からコストプッシュ、こういうことから起るインフレ現象というものはそういうふうなものであろう、私どもはそういうふうなことをおぼえてございませうが、沖縄の物価の問題は、むしろやはり円とドルとの関係から起る今回の復興の時点での円価へのその価格のつけかえ、ここにも問題があると思ひますので、こういうことにつきましては便乗値上げ等、こういうことはもう沖縄県とも十分連絡をとりながら防いでいきたい、こういうふうな考へておられます。その地方的インフレという問題については十分注意を払ってまいりたい、かように考へております。

〔理事柴田榮君退席、委員長着席〕

○成瀬輔治君 ちよつと委員長、この資料をいただきました、通産省から出ておる——お見えになりましたか、どなたか。b-1、2と出ておりますね。そのb-1のところは、注釈で「(本土以外の企業)」と、しかも外資なんですね。そうすると、アメリカ以外というところをさしますが、主として。

○説明員(小原聰君) お答え申し上げます。

b表は、本土企業というものの、現在外国の取り扱いになっておりますけれども、本土企業だけ抜き出したのが表でございます。b表はアメリカその他の外国ということになるわけです。アメリカの分につきましてはカッコ書きで件数と金額が書いてあります。したがって、アメリカ以外の第三国ということになりますと、カッコの数字からカッコの数字を引いていただきますとアメリカ以外のその他の外国という数字が出てまいりますかと思ひます。

○成瀬輔治君 それはどこなんですか。

○説明員(小原聰君) それは先ほど戸田先生の御質問にもお答えいたしましたけれども、台湾系と

か韓国、それからフィリピン、それからカナダとか、まあ一部それ以外の国もございませうが、そういう各国になつております。その数字はちよつと手元に集計したものがございませう。

○成瀬輔治君 それじゃ、ちよつと戸田君があるいはその後どういう資料を要求したかわかりませんが、ちよつとお願ひしたいのは、b-2の最後のトータルのところは、米國資本が大体九十三億二千五百二十万ドルで対して二百十四億七千五百九十二万ドルほどあるわけですから、そこでアメリカの二倍も外国から来ておるわけですが、どなたがそんなに多いのか。せつかく業種別であつてありますから、まあ石油事業をもう少し——じゃこの三件というのはどこか、その内訳だけあとで資料で——もうちよつとこまかくやつてもらひましょうか、畜産業、石油業、アルミ、化学薬品、清涼飲料、保険、金融業、その辺のところをもうちよつと国別にこまかく——いまそこで答弁できますか。

○説明員(小原聰君) いま御指摘のございました畜産業につきましては、アメリカが四件で、ほかの二件はその他の国ということになります。

それから石油事業につきましては、二件というのはエソンとガルフの関係でございます。あとの一件はリベリアに国籍のある何か運搬の関係だったかと思ひますが……。

○成瀬輔治君 だから、それをもう少しこまかく、もうちよつと内訳を知らせていただきたいと思ひます。

○説明員(小原聰君) それはあとで資料を整えて、必要があれば提出したいと思ひますけれども……。

○成瀬輔治君 資料としてもらひたいと思ひます。

○委員長(前田佳都男君) ただいまの資料は十一日までに間に合いますか。

○説明員(小原聰君) 間に合います。

○戸田菊雄君 それからもう一点きよう聞いておきますが、長岡次長おられますか——。

この前の労働保険特別会計のときに、預貯金あるいはその他の保険等に対して十分検討の必要があるんじゃないか、こういうことを言つておつたのですが、さつき総務副長官のほうから、年金の問題はあつたけれども、労働保険関係の災害、それから失業保険、こういう問題については具体的に説明がなかつたので、ひとつ説明してほしいのです。

○政府委員(長岡重君) 去る四月下旬、この委員会、戸田委員から御指摘のありましたいわけゆる労働保険に関連します失業保険は労働保険等の給付の問題でございませうが、これにつきまして、先ほど砂田総務副長官から年金についてお答え申し上げましたように、復興後に給付事由が発生いたしますものにございまして、実質的に三百六十円で読みかえたものにひとしいような保険金の給付が行なわれるようなことを考へております。

これは具体的に申し上げますと、その保険金の計算の基礎が、もう完全に復興後に給付事由が発生するもの、たとえば失業保険で申し上げますと、過去六カ月の総収入が基礎になるわけでございますけれども、それがすべて円になつております場合には、全く本土並みに支払いが行なわれますので、問題はございませうが、その計算の基礎に、ドル建ての報酬なり賃金なりを含むものにつきましては、年金で御説明を申し上げましたことと同じように、ドルの部分は円建て保険金表のようなものをつくりまして、それが実質的に三百六十円にほぼ一致するような読みかえの表をつくつて、それをドルの部分に当てはめまして、保険金の計算を行なう。したがって、復興後に給付事由が発生します失業、失保等につきましては、その計算の基礎にドル建ての部分があるもの、ないものも、結果的には大体三百六十円で読みかえたものにひとしいような給付が行なわれるような措置をとるといふことで、関係各省の間で意見の一致を見まして、政令及び省令の準備をいたしておるところでございます。

○委員長(前田佳都男君) 本案に対する本日の質疑はこの程度にとどめます。

次回の委員会は、五月十一日午前十時三十分から開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時二十一分散会

四月二十八日本委員会に左の案件を付託された。

一、付加価値税の新設反対等に関する請願(第一五五五号)

一、山田弾薬庫の全面平和施設転用に関する請願(第一五六九号)

第一五五五号 昭和四十七年四月二十日受理

付加価値税の新設反対等に関する請願
請願者 大阪府八尾市服部川五七〇二岩
本富雄外千六百五十八名

紹介議員 山田 勇君
この請願の趣旨は、第三八三号と同じである。

第一五六九号 昭和四十七年四月二十日受理

山田弾薬庫の全面平和施設転用に関する請願
請願者 北九州市小倉区大門一ノ六ノ二北
九州地区労働組合評議会内 小畑
博道外三十五名

紹介議員 小野 明君

北九州市小倉区に所在する旧米軍山田弾薬庫跡地を、全面的に平和施設に利用できるようにされた。

理由

一、弾薬庫はその外辺まで住宅地区として開発され、住宅街の中心に存在しており、これに通ずる道路も、北九州市内における最も交通量の多いコースとなつてゐる。ここに、弾薬庫が再開されれば、市民にとっては重大な脅威となる。

二、重工業地帯として、工場ばい煙、排気ガスによつて健康がむしばまれてゐる北九州市民にと

つて、この弾薬庫跡が、市民のレクリエーションセンターとして、公園に、或いは緑地にされることは、極めて大切なことである。

昭和四十七年五月二十四日印刷

昭和四十七年五月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N